

平成18年7月6日（木）

於・本省2号館 16階船員中央労働委員会特別会議室

独立行政法人評価委員会
自動車事故対策機構分科会（第5回）

国土交通省

目 次

1、開 会	1
1、あいさつ	1
1、委員等紹介	4
1、資料説明・討議	
(1) 平成 17 年度財務諸表に関する意見について	6
(2) 長期借入金の償還計画に関する意見について	13
(3) 平成 17 年度業務実績に関する評価について	13
(4) 見直し素案の検討について	54
1、閉 会	61

開 会

○瀧本保障課長 保障課長の瀧本でございます。後ほど山下分科会長に議事進行をお願いするまでの間、進行を進めさせていただきます。

定刻でございますので、ただいまから第5回独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会を開催させていただきます。

本日は、御多忙にもかかわらず御出席いただきましてまことにありがとうございます。

あ い さ つ

○瀧本保障課長 それでは、議事に入ります前に、国土交通省側として私の方からごあいさつをさせていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろより自動車交通行政に特段の御理解、御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、自動車事故対策機構の財務諸表、業務実績等について、委員の皆様方に御意見、御評価をお伺いするのも本日で3回目となりました。初年度の評価におきましては、機構として交通事故をどのように減らしていくかということを常に念頭に置きながら業務に取り組むべきである等の御意見をいただき、2年目となる昨年度におきましては、業務運営に対して順調という評価をいただきながらも、交通事故の削減という国民的課題を担う独立行政法人として、積極的な広報活動により、国民に対する業務全般の認知度の向上を図るべきである等の御意見をいただいたと承知しております。

平成17年度におきましては、これまでの御意見、御指摘を踏まえ、自動車事故対策機構が国民のニーズや行政課題に的確に対応しつつ、いかに効率的・効果的な業務運営を行ったのか、評価をいただくものと考えております。

また、自動車事故対策機構の設立から2年半が経過し、3年半の中期目標期間の最終年度を迎えているところであり、今回の17年度の評価が中期目標の中間的評価としても、

殊さら重要な評価になるものと認識しております。

委員の皆様方には、現中期目標、中期計画を策定する段階から、大変な御尽力、御指導を賜ってまいりました。自動車事故対策機構が自動車事故の防止及び自動車事故による被害者保護の増進を担う機構の事業を一層効率的かつ効果的に進めていくため、委員の皆様方の活発な御議論と御指導を改めてお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

それでは、引き続き、自動車事故対策機構の金澤理事長からごあいさつをいただきます。

○金澤理事長 失礼いたします。本日は、私ども自動車事故対策機構の3回目の評価をいただく日でございます。その機会に、私どもからの業務の17年度の実績の御説明を聴取していただく機会を設けていただき、まことにありがとうございます。

私は昨年8月に理事長に就任して以来、公益性の高い事業をすぐれた効率性をもって運営するという、独立行政法人に与えられた役割を踏まえながら、私どもNASVAの使命でございます自動車事故の防止、そして被害者の保護に関するさまざまな事業につきまして、組織の全国の状況を把握しながら、職員の意識改革にも努め、業務実施体制の改革、改善に努めてきたところでございます。

当機構の使命をどのように果たすべきかということに関して、昨年の自動車事故の状況でございますが、これは委員の皆様御案内のとおり、自動車事故による24時間死者数は、49年ぶりのことですが、6,871人というふうに大幅減の結果になりました。30日死者で見ても、8,000人を切った、7,000人台についに突入した時代が来たわけでございます。大変喜ばしい成果であります。

しかし一方で、事故の発生件数、そして総負傷者数は発生件数が6年連続で90万台を推移していますし、死傷者の総数も7年連続で100万人台ということで、なお高水準で推移している残念な状況でございます。いわば事故も負傷者も減らないが、死者だけは減っているというのが昨年の状況だったのかなと考えております。

私どもの仕事の関係で申しますと、重度の後遺障害者の数も残念ながら大きな減少になっていないということで、私どもとしては今後、少子高齢化が進む我が国において、自動車事故防止並びに被害者の救済についての当機構の使命に関しては、まだ対策の手を緩めてはいけない、あるいは肩の荷がおりたという状況ではないというふうに認識しているところでございます。

本日、御説明を聴取していただきます私どもの17年度の実績でございますが、幾つか

申し上げますと、自己収入比率の改善目標でございますが、指導講習が 37.5%、そして適性診断については 39.5%と、目標値を多少上回ることができました。

また、療護センターからさまざまな情報発信を行うということで、DVDの作成、あるいはドクターの皆さんからの論文等、積極的に発出させていただきました。

また、被害者の方々への精神的サポートの充実ということをご心げしました。

さらに、当委員会からも御指摘いただいたNASVAの認知度の向上のために、アセスメントの改善・充実、あるいはシートベルト着用のキャンペーンへの取り組みなどを昨年度は努めたところでございます。

さらに、業務の推進体制を強化する観点から、地方マネージャーシステム。これは地方の私どもの支所の今まで課制であったもの、いわば縦割りを、マネージャー制という形で、重要な業務に重点的に取り組めるような体制に、昨年の10月からしたところでございます。

こうしたさまざまな工夫によりまして、昨年度の計画で私どもが設置いたしました各細かな目標値は、おおむね達成できたことは幸せだったと思っております。

しかしながら、今瀧本保障課長からのお話にもありましたように、まだ中期計画についてあと1年残っております。この間に私ども引き続き、これから御説明申し上げるさまざまな事業の改善・充実を図っていきまして、残された1年間に、必ずこの目標については達成していきたいと強く覚悟を決めております。

私どもNASVAの仕事の将来は、私どもの実績、そして顧客の皆様の評価の上にはあり得ないというふうに強く自覚いたしまして、役職員一体となってそうした目標に向かって取り組んでまいります。その際は、当委員会の委員の皆様を初めとする外部の識者の方々の御指導、御叱正に従いながら、今後の組織あるいは事業戦略について継続的な検討を加えて、人材・組織力の強化に取り組んでいく所存でございます。

最後に、昨年、当委員会から御指摘いただきました点、先ほど瀧本課長もお触れになりました点に少し触れさせていただきますと、広報の強化については、広報の適時適切な実施とその内容の改善に力点を置きまして、ホームページの改善、あるいはホームページに動画を導入する、さらには広報資料についても工夫を加える等の努力をいたしました。さらに今年もその努力を続けてまいります。

また、御指摘いただいた実績報告書の内容につきましても、わかりにくい点を見やすく、人件費の削減の状況などがわかりやすいようなデータを整理した報告書にいたしました。

さらに、顧客の方から、特に従業員ではなくて経営者の方からニーズの強い、講習や診断の土日開業の件ですが、講習につきましては現在まだ実施しておりませんが、今後これを検討して早期実施に目指していきたいと思っておりますし、診断につきましては昨年度も大幅に拡大することができました。あわせて、貸し出し自動診断機器の充実によりまして、顧客のそばで診断が受けられるという体制にも努めたところでございます。

今後でございますが、本年3月の政府における第8次の交通安全基本計画が策定されました。また、国土交通省におかれては、運送事業者に対する安全確保の取り組みを6月に取りまとめていただきました。また、つい先般、「自賠のあり方懇談会」においても結論を出していただきました。

こうした計画は、いずれも私どもの業務に密接に関連しております。私どもとしてはこれらを大切な指針といたしまして、今後、当委員会の御指摘も肝に銘じながら、一層実効ある事業の効率的な実施に邁進して、国民の皆様の御評価、あるいは顧客満足度の向上を実現していきたいと強く誓っております。

個別の御説明はそれぞれ担当の理事から行わせていただきますが、本日は貴重な時間をちょうだいしましたことを改めて御礼を申し上げます。本日はありがとうございます。

委員等紹介

○瀧本保障課長 次に、本日御出席の先生方の御紹介につきましては、席上に配付しております座席図で御確認願いたいと思います。

中田委員ですが、本日は御都合により欠席となっております。7名中6名の委員の御出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定められております、会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことを報告させていただきます。

続きまして、国土交通省からの出席者を紹介させていただきます。

私、保障課長の瀧本でございます。

保障課総括補佐の児嶋でございます。

安全監査室長の江角の代理の中谷補佐でございます。

政策評価官の鈴木でございます。

自動車事故対策機構からの出席者を御紹介いたします。

金澤理事長でございます。

笠原理事でございます。

清水理事でございます。

大野企画部長でございます。

谷川経理部長でございます。

それでは、議事次第に従いまして議事を進行させていただきます。

山下分科会長、よろしくお願いいたします。

○山下分科会長 それでは、以後、私の方で司会を務めさせていただきます。

本日は、お忙しい中を集まっておいただきましてありがとうございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

まず、本日配付しております資料につきまして、事務局より説明を受けたいと思います。お願いします。

○瀧本保障課長 お手元の資料について確認させていただきます。

資料1「平成17年度財務諸表」でございます。資料2「償還計画(案)」でございます。資料3「平成17年度業務実績報告書」でございます。冊子になってございます。資料4「平成17年度評価調書(案)」でございます。資料5「自動車事故対策機構の組織・業務全般の見直しについて」でございます。参考資料といたしまして、参考資料1から8までがございます。

以上です。

○山下分科会長 よろしゅうございましょうか。

それでは、本日の会議の公開につきまして、若干の御説明をして御了解を最初にいただきたいと思います。まず、事務局からお願いいたします。

○瀧本保障課長 まず、今回の会議の公開についてですが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則等にのっとり、財務諸表、償還計画(案)並びに見直し素案の検討につきましては会議を公開とし、業務実績評価の審議の過程につきましては非公開という取り扱いをさせていただきたいと思います。資料につきましても、資料4については非公開とさせていただきます。

次に、本日の議題3の業務実績評価の結果でございますけれども、後日、国土交通省独立行政法人評価委員会の木村委員長に報告、同意をいただいた後に、最終的に確定し、公表することとなっております。

また、会議内容につきましては、議事要旨、議事録を作成して公表することになってお

ります。ただし、業務実績評価に関しましては、議事要旨には主な意見を記載し、議事録には発言者の名前ではなく、「委員」と表記した措置を講じた上で公表することになります。

○山下分科会長 以上でございますが、こういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは、こういう扱いとさせていただきます。

(1) 平成 17 年度財務諸表に関する意見について

○山下分科会長 それでは、議題 1 「平成 17 年度財務諸表に関する意見について」につきまして、資料 1 「平成 17 年度財務諸表」に基づきまして、機構の方から御説明をお願いいたします。

○笠原理事 それでは、平成 17 年度の財務諸表について御説明いたします。

資料 1 の 1 ページ、2 ページの貸借対照表をごらんください。

まず、左側の資産の部でございますが、流動資産は 178 億円、固定資産は 179 億円、資産合計 357 億円となっております。流動資産の主なものは、現金及び預金の 39 億円と貸付金 147 億円でございます。現金及び預金は、全額が預貯金でございますが、現金はございません。その主な用途といたしましては、交通遺児等に対する貸付用の資金が 5 億円、それから、運営交付金の未使用額の累計が 31 億円でございます。

それから、流動資産の貸付金、これは交通遺児等への貸付金でございます。交通遺児等への貸付金に係る債権は、債務者の財務状態に応じまして、一般債権、貸倒懸念債権、破産債権等の 3 つに分類しておりますが、一般債権と貸倒懸念債権についてはこの流動資産の貸付金に計上しておりますが、それから、破産債権等については固定資産の 3 の投資その他の資産の方に計上しております。

なお、貸倒引当金につきましては、これまでの返還中債権の回収状況を踏まえまして、引当率を一般債権は 0.4%、貸倒懸念債権は 48.4%として計上しておりますが、その明細は、13 ページの附属明細書の 5. 貸付金等に対する貸倒引当金の明細の方に記載しております。

次に固定資産でございますが、固定資産のうち、1 の有形固定資産の主なものは、建物が 64 億円、土地 35 億円でございます。建物も土地もともに全国 4 カ所で運営しております療護センターに係るものであります。

3 の投資その他の資産でございますが、主なものは投資有価証券 36 億円であります。

これは貸付業務勘定における当面の余裕金について、効率的な運用を図るために取得した国債でありまして、その明細は 12 ページの附属明細書の 3 の有価証券の明細の (2) に記載しております。

なお、このページの (1) に記載しているように、国債のほかに政府保証債、預金保険機構債券でございますが、これを 10 億円保有しておりますが、1 年以内に満期が到来するものであることから、貸借対照表では流動資産の方に計上しております。

それから、3 の投資その他の資産に計上しております破産債権等 4 億円は、交通遺児等への貸付金債権のうち、破綻または実質的に破綻に陥っている債務者に対するものでありまして、貸倒引当率を 100% で計上しております。

次に、右側の 2 ページの負債の部でございますが、流動負債は 38 億円、固定負債は 191 億円、合計 229 億円となっております。

流動負債の主なものは運営費交付金債務 35 億円で、これは 15 年度から 17 年度までの 3 事業年度に係ります人件費や療護センターの経費削減等による運営費交付金の未使用額の累計であります。その明細は 14 ページの 8 の (1) に記載しておりますとおり、15 年度分交付金の未使用額は 9 億円、16 年度分は 12 億円、17 年度分は 14 億円となっております。

もとへ戻っていただきまして、固定負債の主なものは長期借入金 174 億円でございますが、これは交通遺児等に対する貸付け資金として政府から借り入れているものでございます。平成 20 年以降に順次償還が予定されております。

なお、この償還につきましては、別途、長期借入金の償還計画 (案) が議題とされておりますので、そこで御説明いたします。

次に資本の部ですが、資本金は 132 億円で、増減はございません。

最後に、当期は未処分利益として 9,900 万円を計上しておりますが、これにつきましては損益計算書のところで説明いたします。

続きまして、3 ページの損益計算書をごらんください。

当期の損益は、経常費用合計 118 億円に対しまして、経常収益の合計は 119 億円でありまして、差し引き 9,900 万円の当期利益を生じております。これは交通遺児等に対する貸付け業務におきまして、貸付債権の回収率向上に伴う貸倒引当金戻入益が発生したことや、余裕金の運用に伴う受取利息収入が発生したことなどによるものでございます。

この当期利益 9,900 万円の処理につきましては、5 ページの利益の処分に関する書類

(案)に記載してあるとおり、積立金として整理することとしております。

続きまして、4ページのキャッシュ・フロー計算書をごらんください。これは当機構の年間の活動状況を資金の流れからとらえたものでありまして、一番下の資金期末残高 39 億円、これは貸借対照表の現金及び預金の金額と一致しております。

続きまして、6ページの行政サービス実施コスト計算書をごらんください。これは当機構の業務運営に関して、国民の負担に帰せられるコストを計算したものでございます。損益計算書上の費用から適性診断手数料収入等の自己収入を控除して、その額に損益外減価償却相当額や政府出資、及び政府からの無利子借入金に係る機会費用等を加えております。当期の行政サービス実施コストは 119 億円となっております。

7ページ以降の注記事項には、重要な会計方針などを記載しております。7ページの1にありますように、運営費交付金収益の計上基準は、費用進行基準を採用しております。

なお、今期、新たに有価証券関係の情報を9ページに記載しております。

11ページ以降の附属明細書には、固定資産の取得等の明細等の財務諸表の内訳明細やセグメント情報の開示を記載しております。

なお、今期は新たに積立金の明細を13ページに記載したほか、運営費交付金債務及び当期振替額等の明細につきまして、14ページ以降に開示内容を拡充して記載しております。

以上が財務諸表の概要説明でありまして、20ページ以降は財務諸表の添付書類でございます。

22ページの事業報告書は、後ほど業務実績報告書のところで御説明いたしますので、省略させていただきます。

30ページの決算報告書は、当機構の会計処理について国の決算と同様に、予算の区分に従い収入と支出について記載したものでありまして、予算額と決算額との差額の要因等を備考欄に記載しております。

34ページには監事の意見、38ページには会計監査人の意見を添付しておりますが、いずれも財務諸表等について適正に処理されている旨の御意見をいただいております。

以上でございます。

○山下分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただいた17年度の財務諸表につきまして御質問等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

福井委員。

○福井委員 17 ページの 10 番の報酬又は給与のところの読み方ですけれども、これは例えば職員のところだったら、336 人の職員に対して、28 億 1,517 万 6 千円が支払われたというふうに見ればいいんですか。

○笠原理事 そうでございます。

○福井委員 あと退職手当の 19 人は、年度のどこの途中かわかりませんが、336 人に含まれているんですよね。この年度では。

○笠原理事 この年度に 19 人に対しては。

○福井委員 336 人のうちの 19 人が退職。

○笠原理事 そういうことになります。

○福井委員 ということは、職員 1 人当たりの 1 年間の報酬は幾らになりますか。ザッと本当の単純平均で。

○笠原理事 1 人当たりですか。

○福井委員 はい。

○笠原理事 それは役員を含めず、職員だけでよろしいですか。

○福井委員 はい。

○谷川部長 838 万円です。今の支給額を単純に支給人員で割った数字が 838 万円です。

○福井委員 役員報酬のところ、理事長が 1,000 万円でしたっけ。

○谷川部長 これは 100 万円です。これは月額です。

○福井委員 これは月額だ。それでは 1,200 万円。

何かさっき、キャッシュ・フロー表の方とか損益計算書の方の人件費及び雑給というところを全部足して、役員と一般職員の給与の差がどの程度あるかわからないけど、約 3 倍として人員換算して計算したら、一職員平均 1,000 万円というふうに自分の計算では出たんですけども、まあそんなに大きくはずれてないんじゃないかと思ったんですけども、さっきの八百何十万と 1,000 万円との開きというのは、諸手当ということになるんですか。

○谷川部長 損益計算書の人件費の中には退職手当が含まれております。17 ページの給与の明細は、こちらの方は実は給与の分と退職手当を別書きにしております。これを足していただいて先生御案内のような数字で割ると、おっしゃるような近い数字が出てくると思います。

○福井委員 わかりました。

○北村委員 法定福利費はどこに入っていますか。

- 谷川部長 人件費の中に入っております。
- 北村委員 法定福利費もオンされているということですね。
- 谷川部長 そのとおりです。
- 山下分科会長 よろしいですか。
- ほかに。
- 北村委員 先ほどの御説明で、利益の出た一つの要因として貸倒引当金戻入、すなわち回収が進んで引当金の戻し入れが生じたことが一つの原因であるというふうに御説明いただきました。13 ページの貸付金等引当金の明細で、破産債権等が当期減少 600 万円というのは、回収でしょうか、それとも貸し倒れの実施というのか、貸し倒れ処理したということですか。
- 谷川部長 はい。債権の免除でございます。死亡等、それから全くの破産ということで、当期減少その中に債権の免除が約 2,600 万円あります。
- 北村委員 破産債権等だけの。
- 谷川部長 破産債権等だけです。
- 北村委員 そうか、増減ですからネットに出ているわけですね。
- 谷川部長 そうです。増えるのもあり、減るのもあります。そういうことです。
- 北村委員 減少の主な原因は、その免除とか。
- 谷川部長 免除が大きく働いておりまして、そのほか貸倒懸念債権の方から破産債権の方にシフトしてくるのもあります。ネットで書かれておりますのがそちらの数字でございます。
- 北村委員 回収というのも入っていますか。
- 谷川部長 回収は当然のことながら入っております。
- 北村委員 当期減少高のネットされた中で回収もあるわけですね。
- 谷川部長 はい、増減の中に入っております。
- 北村委員 どれぐらい。
- 谷川部長 破産債権等に係る回収金は約 790 万円です。
- 山下分科会長 どうぞ。
- 堀野委員 12 ページの棚卸資産の明細のところ、郵便切手、収入印紙がありますが、これは実は今回で3回目なんですけれども、第1回目のときはちょっとシンボリックな数値として、これは非常に額が大きかったんですね。この資料を拝見しますと、期首残高が

ざっと 800 万円で期末が約 100 万円ということは、かなり努力された経緯がわかりますが、独立行政法人化してからの推移をちょっとレビューしていただいて、それを機構御自身がどのように評価していらっしゃるか、ちょっと説明を伺えればと思います。

○谷川部長 計数の問題ですので私の方から御説明させていただきますが、実は平成 15 年度期首、まさに独立行政法人になった当初、棚卸資産として 3,681 万円の郵便切手と収入印紙を保有しておりました。このような現金にかわるようなものでございますので、こういうのを保有するのを極力控えようということで、16 年度期首におきましてはこれが 2,100 万円まで減少いたしまして、さらに 17 年度期首においては、そこにありますように 795 万円まで減少いたしました。

その手法としては、昨年も申し上げましたけれども、郵便料計器を導入いたしまして、切手の現物を扱わない。私どもなぜ切手が要るかといいますと、適性診断等の結果通知を申し上げたり、いろんな形で郵便のやりとりをやっております。その点のやりとりをすべてこれまで郵便切手でやっておった関係が、このような切手を多額に、全国 50 支所あるものですから、そういう形で対応していたんですけれども、やはりこの辺についてはいろんなリスクも伴うということもありまして、それで郵便料計器に置きかえました。

今御案内のように本年度末では約 100 万円ですので、1 支所当たり 2 万円という形になりました。そういうことで極力郵便切手は持たないという体制でやっております。ただ、やむを得ずどうしても返信用の切手等が必要となりますので、そのような形で今切手を保有しておりますけれども、先生御案内のとおり、極めて激減させていただきました。この辺を変えるに当たっては、実は先生の御助言もあったことを反映させたということが実態でございます。

以上でございます。

○堀野委員 その評価を伺いたいんですが、どういうふうにそれを御自身で評価していらっしゃるか。こういう実態をですね。

○谷川部長 切手は、いついかなるときも現金にかわるようなものでございますので、その辺のリスク管理の関係から、こういうものはなるべく手元に置かない方が望ましいと思われましたので、そういう面でリスクをなくす面でも役に立ったのかなと思っております。それとまた手間暇が全く違います。一つ一つ切手を張るのと機械に通すだけでカウントされるのは全く違いますので、事務の効率化にもつながったということがあります。リスクの回避と事務の効率化の両方につながったと、このように評価しているところでございま

す。

○堀野委員 私の評価はちょっと違います。初年度のときに指摘させていただいたのは、俗に言うむだ非常多い。ところが気づいてやれば、ざっと4,000万円が100万円に激減出来た。やればできるじゃないのという感じです。つまり、これは非常にシンボリックな出来事だと思っています。構造的にそういう目でこの機構全体の活動を見ていただければ、まだ雑巾を絞れば水は未だ出てくるんじゃないかというふうに見えてしまうんです。シンボリックに表現しているのですが……。

私は経理面は素人ですが、1回目のときに御説明いただいて、私も気がつき、指摘させていただいたら、すぐにアクションをとってくださった。まず一つ評価したい。これは大変高い評価をしていいと思います。委員全員が、実際に見せていただいて、こうした成果を出された訳ですね。今回は事故対だけですが、このような考え方ですべての独立行政法人、100ぐらいあると聞いていますが、を見て行くと、国民的な視点で言えば、かなり見えてなかったむだが、ちゃんと見ようと思えば見えて、グッと省けるねということです。

今、おっしゃったリスク面は確かに、現金と同じ性質のものですから、もし不正を企てる者が内部にいたら結構危険な要素をはらんでいますよね。それにも気づかれて非常に速やかにアクションをお取りになられたことは大変よかったと思います。それを2～3回繰り返すだけでこれだけの成果が出るということです。ほかにもこの手のことがないかどうか、ぜひ全体にこの考え方を応用してくだされば大変ありがたいことと思います。私のコメントを少し、つけ加えさせていただきました。

○谷川部長 よく点検して努めたいと思います。

○山下分科会長 ほかにいかがでしょうか。

もしほかに御質問等ございませんようでしたら、ただいまの財務諸表に関しましては、国土交通大臣に対する意見をつけるかどうかということがあるわけですが、特段意見はないということでよろしゅうございましょうか。

それでは、そのように「意見なし」ということで報告させていただきたいと思います。

それから、いただきましたコメントにつきましては、事故対策機構と国土交通省との間で、なお業務の改善に活用していただければと思っております。

(2) 長期借入金の償還計画に関する意見について

○山下分科会長 それでは、次に議題2の「長期借入金の償還計画に関する意見について」につきまして、資料2の「償還計画（案）」に基づきまして機構から御説明をお願いいたします。

○笠原理事 では、資料2の「償還計画（案）」につきまして御説明いたします。

長期借入金は、交通遺児等に対する貸し付け財源として政府から借り入れたものでありまして、18年度期首の残額は174億円となっております、昭和52年から平成9年の間に借り入れたものであります。平成18年度におきましては、長期借入金の借り入れ見込みはございません。

この借入金の償還方法及び期限につきましては、約定では30年据置の一括償還という条件となっておりますので、平成20年3月から順次返済を行いまして、最終の返済は平成40年3月となっております。

以上でございます。

○山下分科会長 以上の償還計画（案）について御質問等ございませんでしょうか。

今年度は特に変更等はないということございまして、これについてももし御意見等ございませんようでしたら、国土交通大臣に対して「意見はない」ということで報告させていただいてよろしゅうございませうか。

ありがとうございます。それでは、この点はそういうことで先に進ませていただきます。

(3) 平成17年度業務実績に関する評価について

○委員 次は、議題3の「平成17年度業務実績に関する評価について」に入らせていただきます。

傍聴いただいている方がおられましたら、ここで御退席をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、まず評価の進め方につきまして事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局 評価の方法につきましては、お手元に配付してございます参考資料1「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」に基づいて行われることとなります。

本基本方針は、本年3月に改定されまして、資料3「平成17年度業務実績報告書」の内容をもとにまず業務運営評価を行い、この評価を踏まえ、総合的な視点から総合評価を行うこととされております。

これまで自主改善努力評価として別に評価してきました特筆すべき法人の自主的な努力については、総合評価に含めて評価することとされております。

業務運営評価につきましては、個別の項目ごとに中期計画の達成に向けた着実な実施状況にあると認められるかどうかを認定していくこととなります。この認定につきましても、これまで0点から3点までの4段階でありましたが、1点から5点までの5段階とされておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに自動車事故対策機構が業務実績報告書を説明した後、自動車事故対策機構に退席願いまして、平成17年度業務実績評価調書に各項目ごとに審議していくこととさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員 この評価の進め方は以上のようなところでございます。

それでは、資料3の「平成17年度業務実績報告書」につきまして、機構の方から御説明をお願いいたします。質疑につきましては、特に問題がなければ機構の御説明の終了後にまとめて時間をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

○事故対機構 では、業務実績報告書を順次御説明いたします。

最初に1ページをお開きいただきたいと思いますと思いますが、大きな1番として、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置でございます。

まず、組織運営の効率化の関係でございますが、マネージャー制につきまして、当機構で「組織のあり方プロジェクトチーム」を設置して、検討しました。地方においても、平成17年10月からマネージャー制を導入しております。

それから、2ページをお開きいただきたいと思います。これは地方のマネージャー制のイメージでございますが、上の方が以前の旧組織形態でございまして、下の方が新しい組織形態でございます。これによって柔軟な対応を図ることができるということでございます。

3ページの方でございますが、本部組織におけるマネージャー制の導入効果の検証・分析を行っております。

それから、4ページをお開きいただきますが、これは人材の活用のご関係でございます。大体私の説明いたしますのは黄色いところに書いてございますが、産業カウンセラー等の資格取得者を全国に94人配置いたしました。計画の88人以上の94人を配置しております。

それから、その下の方に書いておりますが、職員の能力・蓄積をより適正に評価する評価制度の試行実施をいたしております。

次に6ページでございますが、これは指導講習業務のご関係でございます。

7ページの方にございますが、1つは部外の専任講師が行ってございました講義のうち、研修を行って育成した当機構の職員が、そのうちの20%を担当しております。

それから、15人の職員に対して16年度は内部研修を行いましたけれども、17年度は外部研修を行っております。

次に9ページでございますが、これはインターネット予約システムのご関係でございます。東京主管支所については4月以降のものについて、ほかの主管支所については11月以降の講習について、インターネット予約を開始しております。平成17年度の件数は、2240人インターネット予約をしております、全体の約11%を占めております。

続きまして、11ページでございますが、これは講習会場の集約化でございます。17年度は6会場を3会場に集約しまして、合計3会場の集約化を実現しております。

12ページの方ですが、この集約化によりまして、過去の分も合わせまして合計9カ所の集約化がなされております、経費的にも118万円の経費削減を行っております。

次に13ページでございますが、これは自己収入でございます。自己収入につきましては約900万円、比率でいきますと約2%減少しております。受講者数は横ばいではあったんですけども、受講料単価の高い基礎講習、特別講習が減少したことによりまして、自己収入は若干減少しております。

14ページの方でございますが、ここに、その自己収入増加のための取り組みを記載しております。講習内容の充実とか、あるいは講習回数の増回ということで、自己収入増加のための取り組みが行われております。

15ページでございますが、これは自己収入比率でございます。自己収入比率につきましては、業務収入は若干減少しましたが、経費の削減によりまして、自己収入比率は37.5%と前年度に比較して1.0ポイント向上させております。37.5%ですので、計画の36%を上回っております。

続きまして、17 ページでございます。適性診断業務の関係でございます。これについては、カウンセリング業務を職員が実施できるように計画的に研修を行っておりまして、25 人の職員に、平成 15 年度は基礎研修、16 年度は応用研修、17 年度は実地研修を実施いたしました。

次は 19 ページでございます。適性診断の方のインターネット予約システムでございますが、これについては平成 16 年 12 月から東京主管で始まりましたが、残りの主管支所につきましても、17 年 10 月からインターネット予約を始めております。17 年度は 1 万 4,637 人の予約がございまして、全体の中で 15%を占めております。

次に 21 ページでございますが、これは自己収入の関係でございます。自己収入につきましては 7,500 万円向上いたしました。率では 7.0%向上させております。こういった自己収入を増加させるためにどういうことをやっているかということが書いてございますが、21 ページの方にありますように診断内容の高度化、それから、22 ページの一番上にございますが、事業者の利便性の向上といったことに努めております。

次に 23 ページでございますが、これは自己収入比率でございます。自己収入比率については 39.5%と、平成 16 年に比較して 2.4 ポイント向上させております。計画は 37%でございますので、自己収入比率も計画を上回った数字となっております。

次に 24 ページでございます。今度は重度後遺障害者に対する援護業務の関係でございます。最初は療護センターの関係でございます。これについては、医療水準、コスト水準等に関して外部評価を行って公表するという事になっておりますが、17 年度の実績値につきまして、今年の 6 月にタスクフォースによる外部評価を実施して、ホームページで公表いたしております。外部評価の結果は、この資料のとおりでございます。

次に 26 ページでございますが、運営経費の節減の関係でございます。27 ページにございますように、建物管理業務等の外部委託業務費の削減、それから外部受託検査件数の増加等によりまして、14 年度比で 3.1%の運営費経費の節減をいたしております。計画では 3%でございますので、それを上回る数字となっております。

それから 28 ページでございますが、これは介護料の関係でございます。請求事務プロセスの見直しの関係では、介護料受給資格申請書、介護料の請求書類等、ホームページからのダウンロード方式でもできるように、そのダウンロード方式を追加しております。これによりまして受給資格者の利便性が向上するとともに、当方の職員の発送事務の合理化にもなっております。

次に 30 ページでございますが、これは交通遺児等への支援業務の関係でございます。

31 ページですが、債権回収率の実績でございますが、累計総額の回収率が 90.8%という数字になっております。計画では 90%以上です。

それから、下の方に債権回収経費の削減の関係が載っておりますが、平成 17 年度は 14 年度比で 20.5%経費を削減しております。計画では 20%ですので、計画を上回る数字となっております。

それから 33 ページでございますが、これは貸付債権の評価の関係でございます。当機構の債権管理委員会におきまして、貸付債権の評価をいたしております、その内容はこの表のとおりでございます。

それから 34 ページの方ですが、これはそれを踏まえた引当金を計上しております、その結果についてはホームページで公表しているところでございます。

次に 35 ページでございますが、情報提供業務、自動車アセスメントの関係でございます。これについては試験実施費の削減でございます、36 ページの方の真ん中よりちょっと下の方にあります棒グラフ、各試験の 1 台当たりの経費削減率とございますが、これが各試験の経費の削減状況でございます。年度計画の数字でございますが、フルラップについては 6%、オフセットについては 5%、側面衝突、それからチャイルドシートについては 4%、ブレーキ試験については 3%、これが年度計画でございますので、いずれも年度計画の率を上回っております。特にフルラップやチャイルドシートは、かなり大幅に計画の数字を上回っている状況でございます。

それから 37 ページ、これは業務全般でございます。

38 ページをごらんください。38 ページの上の方にございます一般管理費の削減は、5.9%の削減を達成しております。額では 2 億 9,100 万円でございますが、計画が 3%でございますので、それを上回る削減でございます。内容的には人件費の削減、それから、事務所の借料を値下げ交渉いたしまして、下げさせていただいて、そういった借料の節減がこの経費削減の主な要因でございます。

それから、次に 40 ページをお開きいただきたいと思っております。これまで御説明いたしましたのは効率化の関係でございますが、40 ページ以降は、大きな 2 番の、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置でございます。

最初は、指導講習業務の関係でございます。40 ページの下のグラフにありますように、

講習回数全体は前年度より4回ふやして、増回しております。

それから41ページの方でございますが、旅客・貨物別の運行形態の相違に応じた「業態別講習」を24回ふやしまして、620回実施しております。

それから42ページをお開きいただきたいと思いますが、これは事業規模別の講習でございます。東京主管と大阪主管でそれぞれ1回実施しております。それから、出張講習を仙台で1回、東京で3回実施しているところでございます。

次に44ページでございますが、いわゆるオーダーメイドの研修を実施しております。東京主管支所において事業者の要請に沿ったオーダーメイドの研修を実施いたしております。

それから45ページ、下の方でございますように少人数受講者参加型講習、それから「危険予知トレーニングシート」を用いた講習をしております。それから、視聴覚機器を活用した講習を全国20支所で実施しております。

次に47ページでございます。テキストはわかりやすく改訂いたしております。例えば真ん中のあたりにありますように、適性診断受診情報を提供するなど改善を加えております。

次に49ページでございますが、これは事故防止コンサルティングの関係でございます。適性診断認定要領に基づく指導主任者25人に対して、研修を2回実施しております。それから、事故防止相談窓口を設置いたしまして、事故防止相談を13件実施しております。

次に50ページですが、事故防止コンサルティングの実効性を検証するとともに、既に平成15年度から実施しております4社を含めまして、運送事業者6社に対してコンサルティングを試行実施しております。

次に52ページでございます。「適性診断結果に基づく助言・指導の重要性及びその手法」を取り上げたテキスト、ビデオ教材を用いまして、講習を実施しております。

53ページは、講習内容の充実の関係ですが、前年度に実施しました調査の結果に基づきまして、(1)の講習回数の増回、(2)の講習内容の改善、情報提供の充実、それから次の54ページですが、講習方法の改善、こういったことを行っております。

それから、55ページの方は受講者・事業者に対して調査を実施しております。その結果は55ページの下の方でございますが、前年に比べて禁煙、分煙の関係の要望がかなり多くなっている状況でございます。

それから57ページでございますが、これは受講者の評価度でございます。評価度は0.

05 ポイント向上しまして、4.39 となっております。計画が 4.0 以上でございますので、それを上回る数字となっております。

それから、次に 58 ページでございます。これは事業者の評価度でございます。これにつきましては、0.03 ポイント、わずかながら低下しておりますが、数字は 4.28 ですので、これは 4.0 以上になっております。

次に 61 ページをお開きいただきたいと思っております。これは適性診断業務の関係でございます。真ん中より下に書いておりますが、自動視野測定器の改良型を、昨年引き続きまして 10 台導入しております。

それから 62 ページでございますが、アイカメラ・シミュレーターの平成 18 年度試行導入に向けまして、診断結果判定基準案を策定いたしております。また、同機器の活用効果等の検証をしております。

次に 65 ページでございますが、危険感受性テストの助言内容をわかりやすくするために、7 種類から 28 種類へと充実させております。

それから 68 ページでございます。全カウンセリング担当職員に対して最新の事故事例研究・分析に基づく診断技法の研修を実施しております。それから、適性診断活用講座でございますが、平成 17 年度から全支所で実施しております。昨年度は受講回数を 112 回、受講者数が 1,639 人ということで、大幅にふえております。

次に 70 ページでございます。これは産業カウンセラーの資格取得の関係でございますが、平成 17 年度の適性診断業務担当職員のうち、86%の職員が資格を取得しております。計画では 80%以上でございますので、それを上回る数字となっております。

それから 71 ページでございますが、診断結果データの提供の関係でございます。17 年度は事業者及び関係者に対しまして、1,640 件の情報提供を実施しております。前年に比べて 84%増と大幅な増加となっております。

次に 73 ページでございますが、診断内容の充実でございます。ニーズ調査の結果に基づきまして改善を行っております。①は診断内容の改善、次に 74 ページでございますが、②の診断機器の改善、③の土日の開業、それから次の 75 ページですが、④の受付の改善と、こういったさまざまな改善を行っております。

それから 77 ページでございますが、受診者、事業者に対して調査を実施しております。下の方にあるのは受診者の要望でございますが、機器とかペーパー診断に関しての要望が多くございます。

次は 79 ページでございます。これは受診者の評価度でございます。0.01 ポイント、わずかではありますが低下しました。しかし数字的には 4.20 で、計画の 4.0 は上回っております。

次に 80 ページでございます。こちらは事業者の評価度でございます。事業者の評価度は 0.01 ポイント向上いたしております、4.18 でございます。計画は 4.0 以上でございますので、これも計画以上の数字となっております。

続きまして、84 ページでございます。重度後遺障害者に対する援護で、まず療護センターの関係でございます。最初は脱却の関係でございますが、プライマリー・ナーシング方式で質の高い看護を行うようにいたしまして、17 年度までに 48 人を脱却いたしております。

それから、85 ページの方でございますが、これは千葉療護センターの介護病床でございます。平成 17 年 4 月に 30 床開業といいますが、これまでの 50 床に加えてこの 30 床が増床いたしております。

次に 86 ページでございますが、これは MR I の更新の関係でございます。17 年、東北と岡山に MR I を更新いたしまして、1.5 テスラだったものを 3.0 テスラに性能の高いものに更新いたしております。

それから 87 ページは、療護センターの入退院プロセスのモデルケースを構築したところでございます。

次に 88 ページでございます。短期入院事業でございますが、一般病院に入院される方が多いんですが、療護センターでも短期入院を受け入れておりまして、東北と岡山と中部の 3 つの療護センターで、合計で 183 人日の短期入院を受け入れております。

次に 89 ページでございますが、ソーシャルワーカーによる支援でございまして、各療護センターのメディカル・ソーシャルワーカー、3,735 件の支援を行っております。内容はこのグラフのとおりでございます。

90 ページでございますが、在宅介護の支援といたしまして、いろいろ行っておりますが、一つは機関誌の「介護だより」、ここに音楽療法などの情報を療護センターから紹介いたしております。

それから 91 ページでございますが、療護センターの治療・看護の技術を一般病院に対して普及させるために、学会発表等行っておりまして、日本脳神経外科学会と日本意識障害学会、この両学会で 29 件の研究成果発表を行っております。それから、この両学会の

ほかに、その他のさまざまな学会におきまして 58 件の発表を行っております。

次に 93 ページでございますが、短期入院協力病院への実務研修でございます。これについては昨年度、千葉と東北と岡山とそれぞれ 1 回、合計 3 回実務研修を実施いたしております。

次は 94 ページでございます。これは地域医療への貢献でございます。療護センターには MR I とか P E T とかそういった高度先進医療機器がございますが、これを活用した外部検査を行っております、17 年度は 1 万 2,398 件を受託しております。

次に 95 ページ、これは介護料の関係でございます。昨年度は合計 4,118 人に対して、26 億 9,600 万の介護料を支給しております。

次は 97 ページでございます。短期入院費用の助成実績でございます。昨年度は合計で 380 人に対して 1,200 万円の助成を行っております。

次に 98 ページでございます。これは介護相談の関係でございますが、主管支所に介護相談窓口を設置しておりますが、ここでの介護福祉士等によります介護相談、17 年度は 1,850 件でございます。内容はグラフのとおりでございます。

それから、99 ページでございますように「介護だより」につきましては、紙面の充実を図っておりますし、発行回数も年 2 回でありましたけれども、年 4 回に回数をふやしております。

次に 100 ページでございますが、これは家族の評価度でございます。0.04 ポイント向上いたしました、数値的には 3.64 という状況になっております。

それから、次に 103 ページでございます。これは交通遺児等に対する支援業務でございます。17 年度は 1,119 人に対して、2 億 6,900 万円の無利子貸し付けを行っております。これにつきましては年々減少している状況でございます。

次に 104 ページでございます。これは貸し付けを行っております交通遺児等に対して精神的な支援、さまざま支援を行っております、その状況でございます。交通遺児等とその家族の方に「友の会」に入らせていただきまして、ここにありますように一つは「友の会の集い」、これは全国の 50 支所で行っております、各支所の家庭相談員の方たちが準備いたしまして、さまざまな集いを行っております。

それから、「友の会だより」を発行しておりますが、これについては A 判にするとともに、それまで単色刷りでありましたけれども、フルカラーに移行しております。子供さんの描いた絵なんかをたくさん載せておりますので、フルカラーにして、かなりよくなりました。

それから、書道コンテストを行っておりまして、この書道コンテストにつきましては、593点の応募がございました。

次に105ページの方ですが、友の会会員の評価度でございます。0.13ポイント下回っておりますが、4.08ということで、目標値の4.0は上回っている状況でございます。

次に106ページでございますが、これはさまざまな交通遺児への支援でございます、一番上にあります二岡ボックス、巨人軍の二岡選手が、東京ドームで開かれます試合全試合、交通遺児を自分の自費で招待していただいております、それに対して感謝状を贈呈している状況でございます。また、企業からもさまざまな支援をいただいております。

次に107ページでございますが、広報活動業務の関係でございます。

108ページでございますが、パンフレットとかポスターを全市町村、あるいは病院等に配布して掲示していただいております。

次に110ページでございますが、これはパンフレット、リーフレットの配布状況でございますが、各支所で行われています適性診断の受診者に対しまして、援護関係のリーフレットを全員にお配りしております。あるいはまた介護料の受給者とか、病院とか、そういったところにもリーフレット、パンフレットを送付・配付いたしております。

次に112ページでございます。これは自賠制度の周知宣伝業務、当機構の主な業務の一つでございますが、これにつきましては、東京モーターショー、あるいは各種イベントにおいて周知宣伝活動を行っております。

次に114ページでございます。各支所におきましてポスターを掲示したり、あるいは各イベントにおきまして自賠制度の周知宣伝を行っております。

次に116ページでございます。情報提供業務の関係、自動車アセスメントの関係でございます。安全性能に係る指標の実績でございますが、14年度に比べまして5.7%の改善を見ております。

次に118ページでございます。アセスメントのパンフレットの配布でございますが、ユーザーが入手しやすいところに重点を置きまして、拡大を図っております。

次に119ページでございますが、一つはパンフレットの改善。掲載するデータを絞り込んだり、あるいはデザインを大幅に見直ししまして、パンフレットを非常に見やすいものに改善しております。

それから、下の方にありますようにホームページの改善をしております、諸外国におけるアセスメント結果をわかりやすく閲覧できるように改善しております。

120 ページでございます。ユーザーの評価度でございますが、0.03 ポイント向上いたしておりまして、4.11 ということで計画の 4.0 以上を上回っている状況でございます。

次は 122 ページでございます。これは自動車アセスメント試験の結果発表会の状況でございます。この写真の右の方にありますように、試験車両の一般公開を行って、大勢の方にごらんいただいております。

次は 124 ページでございます。歩行者被害軽減を促進するための安全情報の提供を行っておりまして、安全性の向上が見られているところでございます。

それから、125 ページの方にございますが、チャイルドシートの側面衝突安全性の評価につきまして、海外の文献調査、国内の実事故データについて調査研究を行っております。

それから、そのページの下の方にございますが、再試験の実施に関する技術審査会を設けてまして、再試験の透明性を図っております。

次に 126 ページでございます。相関分析結果でございますが、側面衝突についてはデータ数が少ないということで、結論を出すには至らなかったところでございまして、今後さらに分析を行ってまいりたいと考えております。

次は 131 ページでございます。これは海外のアセスメント関係機関との討論、情報交換、自動車の安全性に係る国際会議に参加して意見交換を行っております。

132 ページでございますが、さまざまな会議に出ておりまして、EuroNCAP10 周年事業では、当機構の理事長が発表を行っております。

それから、134 ページでございます。療護センターでも行っておりますが、このアセスメントにつきましても外部評価を行っておりまして、タスクフォースによる外部評価を実施しまして、その内容をホームページで公表いたしておるところでございます。

次に 136 ページ以降、これは財務関係の資料というか情報でございます。これにつきましては、先ほど財務諸表の御説明をいたしましたので、省略させていただきたいと思っております。145 ページまで省略させていただきます。

146 ページは、人事に関する事項でございます。

147 ページの方にございますように、削減につきましては、期初において1名の計画削減を実施いたしまして、17年度末の常勤職員数は336人となっております。

次は 148 ページでございます。これは大きなII番で、自主改善努力評価に関する事項でございます。

最初に、事業・制度の実施見直しの関係でありまして、148 ページにありますように、

「業務のあり方検討会」というものを設けまして、これは親委員会でございますが、その関連する検討会を多数つくりまして、さまざまな検討を行っております。152 ページまで、業務あり方検討会とそれに付随する検討会でございます。

それから、153 ページは組織活性化アクションプログラム策定検討会、これは親の検討会ですが、こちらにもさまざまなプロジェクトチームが付随しております、これが 158 ページまで続いております。ミッションとか、経費削減とか、さまざまな検討を行っております。

それから、159 ページでございます。これはドラレコ、デシタコプロジェクトチームの関係でありまして、ドライブレコーダーに関するDVDの制作等を行っております。

それから 161 ページ、これは適性診断事故防止効果検証調査委員会の関係でございます。

それから 162 ページ、これは特別講習の事故防止効果調査でございます。この調査の結果、163 ページにありますように、一定の効果があるということが明らかになっております。

164 ページでございますが、安全管理に関する海外諸情勢調査、これにつきましては現地調査を実施いたしております。

165 ページの事故防止セミナー（シンポジウム）、これにつきましては準備中でございます。

それから、広報の改善でございますが、当機構のホームページを全面改良を行っております、166 ページの非常に小さい文字で大変見づらくなっておりますけれども、ホームページのアクセス状況、70 万件を超える数字となっております。

それから、168 ページでございますが、療護センターの広報ビデオ、療護センターの治療の状況をまとめたものを約 2,000 枚作成いたしまして、関係者にお配りしております。

169 ページでございますが、モーターショーの関係でございます。東京と大阪と仙台のモーターショーに出品いたしまして、アイカメラ・シミュレーターを展示したり、あるいは適性診断機器で一般の方に受診していただくというを行っております。

それから、170 ページです。これは自動車の事故防止街頭キャンペーンでございますが、東京主管支所が行っております。

それから 171 ページ、後席シートベルトの着用推進でございます。

173 ページでございますように、さまざまなテレビで報道されまして、この衝突実験につきましてはNHKの全国ニュースで放映されております、さまざまな反響を呼んでお

ります。

それから、174 ページでございますが、地方支所における新たな取り組みということで、大阪主管支所においてシンポジウムを行っております。

それから、175 ページ以降は参考ということで、関係のデータを載せております。

以上でございます。

○委員 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの業務実績報告につきまして御質問いただければと思います。

●●委員どうぞ。

○委員 理事長は今回初めてこの評価の経験をなさるわけですけれども、実は2年半前で
すか、前理事長の1回目のときにさせていただいた質問をきょうもさせていただきます。今、
非常に立派な実績報告書に基づいて●●理事から要点を要領よく御説明いただきました。
個々にたくさん思うところがありますが、総括的に伺いたいのは、こういう事業をされた
結果、ぜひ自慢をしたいトップ、ハイライト3つを整理して、改めて御説明いただきたい。

それから、縷々やっておられますが、まだ機構としては目標に到達していないと思って
いらっしゃる事項も、できれば3つあればあわせて伺いたい。つまりプラス面3つと、本
当は言いたくないかもしれませんが、あえてこういう場ですから、どのように御自身の活
動を評価していらっしゃるかを伺いたいので、宿題といいますか、御自身で自覚してい
らっしゃる課題を3つ、それぞれ聞かせたいと思います。

○事故対機構 ●●先生からは以前から私ども大変な御指導をいただいておりますが、私
もこのポストに参りましてもうじき1年がたとうとしております。独立行政法人になっ
てからまだ3年たっておりませんが、私が機構に参りまして、正直、職員の意識がまだ十分
でないという強い危機感を持って来たんですけれども、地方を回ってみました。そうした
ところやはり職員のすべてではございませんが、こうした評価委員会の毎年の評価、ある
いは指摘事項なども、すぐ内部で整理したものを地方に配っております。特にプロパーの
職員を中心として職員のかなりは実績を上げる、その実績が先ほど申しましたように、事
故を具体的に私どもが関与する範囲で減らしていくということもさることながら、私ども
が被害者の方も含めてお客様に、「あ、NASVAに来てよかったな」というふうにまず一
義的に満足していただけるにはどうしたらいいかということ、少しずつ地方でも考えて
くれるようになったな、というのが私の実感でございます。

これは私今まで外から見えておりましたから、余り自分で比べてみて、自慢をするようで

はいけません、独立行政法人になって各外部機関の先生方を初めとする皆さんからいろんな御意見をいただいて、それを組織に浸透させるようになったことによって、職員の意識が少し変わってきているかなというのが私の感想であります。具体的には数字で、先ほど理事の方から御説明したようなさまざまな数値も、ごく一部後退しているものもございますが、おおむねはいただいた目標については前進する方向で来ているかなということ。ですから、意識の変革が少しできているかなと私が思う理由は、数字的にも少しあらわれているということ。それから、多少事例を御報告いたしましたけれども、地方発のいろいろな取り組みが行われてきたという点が1点目であります。

2点目は、これはごらんいただいた方によって、今まで足りなかったんじゃないかということ、あるいはホームページのヒット数一つにしても、今最後の方で御説明したように、昨年リニューアルしてかなり大幅に対前年を上回ったのですが、まだまだ、入ってくる数字70万件というのは、そう自慢できる数字ではありません。ですが、改定したことに伴って従来からの数字に比べると増えているということは、当委員会で御指摘いただいた、認知度を上げなさいという指摘に対する、そう費用のかからない取り組み。まだ道は遠いですが、その一歩かなと……。

広報マインドを職員の間で育てるようにしておりますほか、実は私地方を回りましたが、従来から機構の職員が安全に関するさまざまな会合に呼ばれるようにならなければいけないと、そして呼ばれたときには、私どもの機構の事故防止事業だけではなくて、さまざまな他の事業についても御説明するように。私どもは本部で講演するときの資料など、インターネットのイントラに載せて使うようにしております。そういったものを使って、従来は声がかからなければ行かなかった、あるいは行くのにも、報酬が出るんだったら遠慮する。そうしたら要らないということがあったやに聞いておりましたので、報酬をどうしても受け取ってほしいというのなら組織として受け取りなさいと。しかし、そのかわり良い講演をしていっしょいということを取り組みをしております。広報についても、地方も含めた広報マインドが少し変わってきたかなと。これもまだまだこれからでございますが、そういう点が私としては心がけてきていることでございます。

あと、私は実は「顧客」という言葉を遣っておりますが、これは各事業ごとに顧客はすべて違います。しかしながら、地方が特に多いのは運送事業者の皆さんが顧客でありますから、顧客の満足度を上げなさい。来ていただく方に、ようこそ来ていただきました。ぜひ講習を受けていい安全運転に心がけてください、いい運行管理に心がけてくださいとい

うことを心から言えば、内容の良し悪しの以前に、まず人の気持ちで少し伝わらないかということ、「接客」というふうに私は言うんですけども、接遇の改善も少しずつやっております。

そういったことで利用者の利便性、私冒頭申し上げた貸し出し診断機器も、全国 50 カ所もあってとよくお叱りを受けるんですが、実は私どものお客様は全国津々浦々おられますから、これを減らすということは利用者サービスの改善ではないんです。ですから、私どもとしては貸し出し診断機器をもっと活用して、顧客のニーズに沿った診断ができるように。それから、講習についても事業者の皆さんはどうしても土日にやってもらいたいという気持ちがある。管理者の方の気持ちは別としても、そういうことがありますので、そんなことをこれから少しやっつけていこう。やりながら、どうしたら本当に皆さんに満足していただけるかを考えていく。

そういうふうに、3点目としては、利用者の利便性を組織として考えながら、改善の取り組みをしている。その辺が 17 年度、私としては少し動いていることかなと考えております。

逆になりましたが、総括としては、私が感じておりますことは、これから自動車事故対策機構が独立行政法人として本当に国民の皆様信頼されるようになるには、まだ職員の意識改革は緒についたばかりと思っております。意識を改革して新しい試みをして、それでいい成果が上がったらそれをさらに伸ばす。いい成果が上がらないようだったらまた考えて P D C A サイクル、●●先生の御専門ではないんですけども、そういう形で業務を少しずつ、一步一步、いろんな現場がございますので、変えていこうということで。それはこれから、本部でもそうですが、支所ごとにブロックごとに P D C A サイクルを回しながら、顧客満足度向上に向けて進めていきたい。これが先生の御質問に対する私としての抱負でございます。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

続けていいですか。

○委員 どうぞ。

○委員 今、理事長から大変丁寧に御説明いただいて、よく理解できました。実は私が聞こうと思っていた質問を最後におっしゃったので満足できたのですが、局長の御経験のときに、例の安全マネジメントの審議をさせていただいた共通経験もあるんですが、国を挙げて

国土交通省さんは公共交通の安全ということで、先ほどの切手、収入印紙ではないんですけども、意識してやればできるという実績ができちゃいますと、あれは俗に言うグッドプラクティスのいい例になりますので、非常にわかりやすいですね。

ですから、柳の下にドジョウが2匹目、3匹目いるかもしれないという発想でやっていただきますと、そのPDC Aサイクルを導入することによって機構御自身の、今本部及び地方云々とおっしゃったので、私ぜひそれを実行してほしいと思うんです。きょう伺った説明の中にはその話は余りクリアカットには出ていませんよね。一応ざっと全ページ拝見したんですけど、まず見出しにそういう見出しもなかったし。だから次回のときには、できたらPDC Aサイクルを実際に回した、どんなプランを立てて、どんなドゥ、実行して、実際の目標と。今回一応目標レベルが4点というのがあるから、それによってなさっておりますけれども、あれはどちらかと言ったら自主的になさっているというよりは、独立行政法人全体にかかっている網ですので。一番最初のときには、やや消極的に取り組まれたという説明も前理事長からありましたけれども、今回そういう外からというよりも、みずから理解してみずからやると得するという発想で、今職員の方の意識改革のことをおっしゃったんですが、今は謙虚に率直におっしゃったかなと思って伺ったのは、緒についたばかりという御説明をされましたので、かなり今までのイナーシャは大きいかなというふうに伺っておりました。ですから、できるだけ速やかに、非常にスピーディーな変革ができる体制に持っていただきたいと思います。

それで具体的なことを伺いますと、実は十数万社事業用事業所がありますね。特にトラック部分では。よくこういうときに話題に出てくるのが、良貨と悪貨という言い方で、どうも良貨の部分はある程度いろんな講習とか何かしなくても、自主的にできるそういうクオリティーのある事業所が多い。特に300台以上の大手の方は。ところが、それが全事業者数の中でわずか1%か2%ぐらいであって、99%ぐらいはいわゆる中小零細である。

そこで機構さんとしては、確かに受講回数がふえたとかいろんな指標を伺ったんですが、どういう質の事業所が受けに来ているのか。多分これはお気づきかと思いますが、私も全ト協の方に伺っておりますが、一番新しい施策を応用してほしい事業所がなかなかやっこない。いろんな広報活動をして、そういう人たちはなかなか忙しいということで読んでもらえない。ですから、皆さん方がなさっている日常活動が本当は浸透してほしい相手になかなか届いていない。こういうのは機構としては今後どのように対応されていくのか、その辺は多分部内で御相談されているかもしれませんが、もしよろしければ、今後の。私

は過去より今後のということで話をシフトしたんですけれども、その辺何か既に対応策を考えていらっしゃるのでしょうか。あるいは、やはり難しいという実感でしょうか。それを伺いたいと思います。

○事故対機構 ●●先生には、今回まとめていただいた安全マネジメントに対する提言の際にも、本当にいろいろとアドバイスいただきました。私その安全マネジメントは、自動車のみならず全運輸のモードで必要だということの中で、自動車については、今先生が言われた大手と中小というんでしょうか、圧倒的に 99.99%が中小零細である陸上交通。なにかんづく鉄道と違いまして混合交通ですから、いわゆる素人同然のドライバーも一緒に道路を走るという難しさがある中で、悪貨が良貨を駆逐しているのではないか。そういった現状をとらまえて、安全マネジメントというものに今度国としても取り組まれる。私どもとしてもぜひ一定の役割を果たしたいということで、積極的に取り組もうと、今部内で対応を考えているところでございます。

そのためにも、どういうふう的现状に対応するのか。悪貨の方は余りうちの講習を受けに来なくて、良貨の講習ばかりやっけていても、という御指摘だと思うんですが、私ども実は従来はどちらかという診断についても、義務づけをされましたのは平成 13 年だったかな。そうするとドーンと多くの方が義務づけられた講習を受けに来られるが、義務づけられていない一般講習、失礼しました、一般の診断なり一般の講習のようなものも受けていただけるようになる。その受けていただけるようになる事業者は実は比較的社内もしっかりした、大手だけではないですけども、しっかりした会社なんですね。ただ来るのを待っていても、どうしても受けて欲しいというところが少ないものですから。

私ども地方に参りまして幹部に言っていることは、トップセールスしなさいと。支所長が講演にも行くが、帰りにいろんな会社の役員の方に会う局面があったら、なかなかNASVAの講習も診断もいいぞというふうに言っていて、うちもちょっと最近事故が多くて困っているんだよというような経営者の情報を聞いたら、うちのパンフレットを持って行く、という形を少しずつやろうと…。今どれだけできているかという実績は、まだきょうの段階で報告できませんが。私が地方に行ったとき必ず地方の事業者団体の会長のところに行ってお話することにしておりまして、そのときにも、例えば適性診断活用講座がどうですというようなこととか、安全マネジメントで今度国はこうなりましたということもあわせてセールスしております。

今後は、できるだけタクシー協会やトラック協会などのいろんな安全に関する会合にも

お呼びいただいて、今まで余り法定義務づけ以外のサービスを受けていなかったという経営者に、ぜひたびたび来てくださいと声をかける。やはり人というのは難しいのは、一遍そう思って取り組んでも、なかなか長続きしにくいということがございますので、PDCAを回さないといけない。安全マネジメントに関して私どもが役割を果たしたいというのも、そういうことの必要性とか効果をマネージングのレベル、つまりボードレベルですね、その方々に認識してもらうことによって、今までは管理者なりドライバーが、しょうがないなあ、1年たったからまた義務づけで行くか、ということで終わったとすれば、経営者の方々に私どもの講習、診断が役立つということを今売り込んでいるところです。ですから、果たしてそれは難しいかもしれないがどうなっているのかと聞かれば、来年は少し実例で、こんな例があります、あんな例がありますというふうにご報告したいと思いますが、これからは法定義務づけでない部分でも評価されるように。具体的には数字が上がるということが一番わかりやすいんですが、努力していけないか、ということで今取り組んでおります。

安全マネジメントの方はこれから始まりますので、これは多分計画をつくる義務づけは法律の方で整理されますが、当然講習なりセミナーのようなものは義務づけではありませんが、どれぐらいの方が来ていただけるかということだと思えます。私どもがもし一部を担わせていただけるとすれば、そういった方々の受講を通じて、私どもの今までのサービス、診断なり講習の受講者がふえていくように取り組んでいきたい。そういうところから始めていきたいということですが、まだ実績も何もないので、今後そういうことでやっていきたいという趣旨で申し上げたところでもありますから、また来年以降は数字も出てくれば御説明していきたいと思っております。

○委員 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。●●委員。

○委員 先ほどちょっと理事長からお話が出ましたが、例の広報の関係でアクセスが70万件と。年度で見ればアクセス件数が倍増以上ですね。それはどのポイントが売りというか、アクセスをこれだけしてきたのかというのは、大体ごらんになってわかっておられるんですよ。

○事故対機構 私どもの努力としては、まずホームページ自身をわかりやすく。うちの事業というのはそれぞれの顧客層が違うものですから、いろんなことをやっているねということは、皆さん御存じでない方も多いため、まずホームページをきちっと整理して、各業

務についてお客様が必要な情報を私どものホームページで得られるように整理しようという気持ちで、大改革をいたしました。

そういう意味で、そのときの改革の一つの目玉は、あちこちにリンクを張らせていただく。具体的にはJAFさんとか、さまざまな団体。国土交通省さんにも張っていただきますが、リンクを張っていただくことによって、そこからお客様に芋づる式に入ってきていただく。そうすると、NASVAはこんなこともやっているのか、あんなこともやっているのかとなる。それから、私ども名刺にもNASVAのホームページのアドレスを入れて、ちょっと青色でアンダーラインを引いて皆さんに見ていただけるように…。

それから、私ども講演に行ってお話しするときも、常にNASVAのホームページをアピールするようにこの一年努めてきておりまして、そんなことも一つの理由ではないのか。恐らく入って来ていただいた方が、ほかのホームページに飛んでいただくと、うちのカウンターは入り口だけではなくて幾つかの場所においてあるんですが、そこで、こんなこともあるんだな、アセスメントもやっているのかと、こういうことで少しふえてきたのではないかなと。ほかの優良なホームページに比べますと大した数字ではないので、私どもとすればまだまだ途上だと思っておりますが、そんなことが今の結果に出ているのかなと感じております。

○委員 これからもちょっと手を加えるか、アクセスが多いところは、恐らくみんなそういうところに興味があるのかということになるでしょうから、その辺はこれが伸びていけばかなり有力な広報になるのかなと。リーフレット、パンフレットは結構お金がかかります。配布にも手間がかかるし、すぐに更新できない。そういう意味でこのホームページは、ぜひ活用されるといいのかなと思います。

○委員 ●●委員どうぞ。

○委員 療護センターにかかわることでお尋ねしたいと思うんですけども、27ページの実績値ですが、この中に診療報酬という形で数値が出てくるというのは余り見たことがないんですけども、この収入の中に入っているんですか。

○事故対機構 27ページの運営経費といいますのは、うちの方は各療護センターにお支払いしている額なんですけれども、これはどういうものかといいますと、各療護センターはまず収入がございます。診療報酬とか、それから外部の方にPETとか何かの検査をしていただければそういった収入、さまざまな収入がございます。一方で支出、当然人件費とかさまざまな支出がございますが、療護センターの場合には、どうしても赤字といいます

か、非常に看護体制が一般の病院に比べて極めて高い看護体制をとっていますので、当然その分を。

○委員 そのお金の流れは収入のところに入っているんですか。

○事故対機構 診療報酬ですね。

○委員 診療報酬。

○事故対機構 入ってございます。

○委員 その年次変化はどうなるんですか。年々多少とも上がっておれば、診療のアクティビティーの指標であり評価につながると思います。

それともう一点は、外部受託検査件数ですね。PET、MRIについては有効活用されているようですが、たしかほかに岡山と東北はMEG、脳磁計が入っておったんじゃないかなかったですか。これは高額診療医療機器でありこの有効活用について、この説明ではMRI、PET等と書いてある、「等」の中に入っているんですか。

○事故対機構 入ってございます。機械としては。

○委員 あれはたしか保険対象にはなっていないと思うんです。

○事故対機構 外部検査の収入は、件数的に一番多いのはMRIですけども、その次に多いのはRIがでございます。

○委員 MEGの場合、高度先進医療の方向で有効活用すべきであろうかと思えます。

○事故対機構 件数は、17年の333件。

○委員 MEG、それは東北療護センターですか。

○事故対機構 ほとんどそうですね。

○委員 岡山はまだ取ってないですね。

○事故対機構 岡山は14件とちょっと少ないんですけども、ほとんどこれは東北で。

○委員 わかりました。今後一層の有効活用を望みます。

○事故対機構 御案内のように岡山はちょっと離れておりますので。東北のように隣接しておりますと。

○委員 いや私も現地へ行っておりますけど。それだけではないと思うんですけどね。

○事故対機構 御指摘のように活用を図るように努めてまいります。

○委員 ほかに。●●委員どうぞ。

○委員 4点、短く申し上げます。1つは適性診断で、一番最初にここの議論に参加させていただいたときに何か強烈に記憶に残っているのは、民間でも同様の業界があつて、そ

こが非常に急拡大しているのです、民業圧迫じゃないかという逆風も吹いているような印象を持っていたんですけれども、ここに来て独立行政法人化して何年か過ぎている間に、民間との競合状況がどういうふうに変化したのかというのがぜひとも知りたいところなんです。片やここは税金が入っている。一方は民間で。でも、民間の方がどんどん数を伸ばしているんだったら、もういよいよ役割を終えたんじゃないかと人から言われても、それは反論できないんじゃないかと思うので。民間ライバル社がどの程度伸ばしていった、規模的にはどうなのか、料金水準がどうなのかというのを、次ぐらいで構わないので、資料があれば出していただきたいということです。

それから2点目は、さっき●●委員がおっしゃっていたのに関連するんですけれども、自賠償の方でも大きく話題になって、最後まで議論になったのが、被害者への情報アクセスというか、被害者がいざ万一の事態に直面したときに全然情報がないという、この事態を何とかしなくちゃということで、いろんなことを今までもされてきたかもしれないけれども、実態としてはまだほとんど、ここがこういうことをやっているということが知られていない。幾らホームページが充実したと言っても、166ページのどのページを見たかの実績値を見ると、被害者援護のところは最下位。やはりその他よりも低いという。これはもうアセスメントとか事故防止のことでホームページが有名になっているだけで、趣旨が全くまだ。つまりここに到達していないという状況なので、これを何とかしなくちゃいけないということを考えたとき、今から評価に移るわけですが、評価項目の中にたしかこれが大きな項目として入ってないですよ、多分。明確な被害者の万一のときの情報環境をよくするということが大きな柱になるべきなんだけれども、多分それが明確にされていないので、来年度からの評価項目の中にどうやったらつけ加えられるのかと。評価項目については何年か前にもう決定しているので、いまさら入れられないのか、それとも追記でできるのか、そこのところをちょっと議論したいというのがあります。

最後は、この評価委員会のディスカッション内容というのが、たしか国土交通省のホームページでは見れたんですね。このNASVAのホームページで見れるのか、そこが知りたいんですけれども。

以上の4点です。

○委員 いかがですか。

○事故対機構 それでは、まず1点目、2点目、民間の。

○委員 1点落ちていきますね。済みません。それは最後の176ページの支所別の生産性の

違いのばらつきが、16年度と17年度はほとんど改善されていない。札幌、高松、新潟で
すか、ワースト3ばいところがいつまでもやはり、良いところと比べて余りに何かお粗末。
これは何故なの？という、そこをどう改善していくつもりなのかというのも聞きたい。

○委員 その4点ですね。

○事故対機構 私が答えられるだけお答えした後、担当の理事にも補足していただきます
が、民間との役割分担いかにんという、特に適性診断業務について最初の御質問であります。

民間の方々が今、既に国土交通省の認定を受けて適性診断を実施しております。今計画
中のところも増えておるやに伺っております。国土交通省の方に申請が上がってきている
ことも含めて…。先ほど●●先生の御指摘にもあったように、恐らくこれから安全の話は、
多くの経営者がこれから差別化するために安全に取り組むことが大事だというふうを考え
ていることの一つのあらわれかなと思って、我々は実は非常に喜んでおります。

一応そういう団体は、認定を受ける際に、その内容が法律に定められた十分なものにな
っているかということ、あるいは職員の訓練ということ、などをチェックされます。さら
に先ほどちょっと御説明した新しい機器などの改良・改善、そうしたものを私どもはもち
ろん自分たちのところで使っておりますが、民間に貸し出しするということになると、
企業の方では自分の研修所に置いて自分の社員の研修に使えるわけですから、そういった
意味で私どもの仕事はこれからだんだん実施の局面よりも、企画・研究・開発、さらには
要員の訓練といったところにシフトしていくのかなと…。

ただ、民間のこれまでの参入の状況を見ますと、やはり大都市、しかも大手の企業さん、
あるいはトラック協会、タクシー協会さんが自分のところの会員向けのサービスとして始
めていく例が多い。特にうちの支所のない地域で、ビジネスチャンスがあると見ておられ
るんですね。

ですから、これは郵便局のユニバーサルサービスの問題とちょっと似ておまして、結
局大きい需要のあるところで、うちのサービスが欠落している部分に民間が入って来ると
いうことになっておりますから。私どもはそれを反対とか押しとどめるという気はないん
ですが、そうすると採算性のいいところにだけどんどん入って来られるということになる
のかなと。私どもの役割はユニバーサルサービスを提供するという点もあると思いますか
ら、そこは実はコスト的に私どもがづらいのは、いいところにどんどん民間参入が入りま
すと、我々は今後何年かたった後、だんだん収支率がよくないところを受け持つというこ
とになる。

そうしたジレンマはありますが、冒頭申しましたように役割分担をうまく果たしながら、余り大きな赤字を出していかずにやれるように取り組んでいきたいというのが私の総論的な回答でございます。どのようなところで今入っているかについては資料をまたお送りいたします。我々はそれを止める立場には全くなくて、むしろ支援していく。さらには多くの企業にもっと適性診断を受診していただくようにしていきたいと思っています。

それから2点目の、これは大変重要な御指摘で、過去この評価委員会でも御指摘があったと理解しておりますが、被害者の情報センターとして、うちは十分に役割を果たしていないのではないかというご指摘。これは当委員会のみならず他の委員会、あるいは国土交通省の方からも時々御指摘いただいているところです。今実は私ども非常に辛いのは、個人情報保護の問題です。従来NASVAは公的な主体ということで警察等を中心に事故情報をいただけたものが、最近いただきにくくなっております。これは今実は国土交通省の方でも大変御努力いただいておりますが、事故被害者がどこでどう発生して、どういう情報を必要としているかを我々自身が把握できると、タイムリーに情報をお出しできるんですけれども、これからその努力をしていくためにどうしたらいいかということに実は悩んでおります。

今は先ほど御説明したように、いろいろなところに行って、うちがこういうサービスをやっておりますと…。貸し付けなり、介護料の支給なり。家族の方に対しいろいろ私どものやっているサービスを、ニーズのあるところにタイムリーに提供するということが非常に難しいんです。ですから今●●先生おっしゃったように、ホームページを見ていただくとわかりますが、本当に事故に遭った方に必要な情報が全部入っているかというのと、このホームページはまだそう充実しておりません。この点については近く、次の中期計画にもそういったことを盛り込んでいこうと思っておりますが、国土交通省の方もそういうふうにしてほしいという強い希望を持っておられます。情報、これは必要ない方には必要ないんですけれども、急にそういうことが起こって必要だというときにすぐ提供されなければ私どもの価値がありませんので…。今はペーパー情報が中心ですが、どの市町村がどういうサービスをしているかも含めた、総合的な情報センターとなっていこうと志しは立てております。

●●委員御指摘のように、今はそういう評価項目は具体的にはないと思いますので、恐らく次の中期等では、そういったことも評価委員に御指摘していただいて対応していけるように、私どもとしては評価項目にさせていただいてもいいと思っております。しかし、ま

だそういったことは緒についたばかりで、恥ずかしい話なんですけど、本当に必要なときに必要な情報が伝わるようなことをやっていきたい、そういう気持ちを持っているということをお願いしたい。評価項目にするかしないかについては、国土交通省の方から補足していただけるかと思えます。

それから、評価委員会の論議の広報についてですが、早速そのように今年からするようにいたします。申しわけございませんでした。国土交通省の方でやっていただいているので、リンクを張るということではなくて、うちの方でもあわせて載せるようにいたします。

○委員 どういう項目が何点だったということも、NASVAさん自身が自分で国土交通省からもらって出すということですね。自分に都合のいいことだけ出すのではなくて。

○事故対機構 全部載せます。御指摘をいただくのは都合が悪いと考えておりませんし、むしろいい御指摘をいただいておりますから、全部載せます。

それから、4点目の支所別の数字の件は、これは先ほども申し上げたんですけれども、事業者数なり地理的状況にいろいろと差がございます。うちには実は1つの支所で被害者救済事業と事故防止事業、大きく言うと両方やっております関係で、職員の生産性にどうしても差ができてしまいます。この点は御指摘を受けておりますが、今後私どもの実施体制を適性診断については、できるだけ民間の方にやっていただく。あるいはうちの貸し出し診断機器を活用すること等によって、人員を必要なところに集める。それ以外のところに少し民間の方なり事業者の方に貸し出して受診していただくようなことで対応したいと思っております。ですから、この改善が進まないじゃないかという点は私ども切実に受けとめておりますし、今後生産性を全国レベルで上げるためには、やはり採算性の悪いところも、いつも店を開けておきますというふうにいかないとすれば、出張でできないとか。あるいはデポ化して、診断は実施するけれども回数を少し減らしてコストを抑えるとか、そんなことに取り組んでいくつもりでおりますので、またこの点についても御叱正いただければと思っております。

○委員 どうぞ。

○委員 今でちょっと気になったのは、被害者保護の情報というのは、必要なときにあってもしょうがないわけです。必要になる前からないと。そういうものがあつたなという形のものが。事故が起こってから情報を入れても遅いんだと。事故が起きてないときに、あ、こういうのがあるんだねというのを知っていて初めてそこにアクセスできるんだらうと思うんです。だから、そういう意味での広報というんですか、その前に挙げるというの

か、そっちの方が必要なんじゃないかという気がしました。

○事故対機構 私は、事故があったときにパニックになった被害者の方、家族の方が、すぐ情報を欲しいというときに提供できればという趣旨で申し上げたんですが、もちろんおっしゃったように、事故が起こったときにはここに聞けばいい、ということにあらかじめ使っていただくのも大切でございます。先ほど●●理事の説明ですこししか申し上げなかったんですが、私どもに来ていただいているドライバーの方々、あるいは管理者の方々が受講されるたびに、私どもの被害者救済事業についてのわかりやすいチラシなども持って帰っていただくようにしております。見ていただいた方もおられるかもしれませんが、DVDなども休憩時間に放映しまして、こういった療護センターがあるということのをドライバーの方にもわかっていただく。そのことによって初めて事故を起こしたときに、あ、こんなことがあったなと思い出していただけるという意味では、そちらもさぼってはいけない、大事なことだと思いますので、さらにそちらも努めていきます。

○委員 まだたくさん御質問はあろうかと思いますが……。

では、ごく簡単に。

○委員 最後の一つだけですが、広報について、大変熱心に過年度やったださったことを大変うれしく思いますが、私から見たらまだ足りないと思っております。1つは先ほどのホームページのアクセスの件数の絶対値が、70万件確かに増えたのですが、ドライバーの数とか事故件数から見たら、例えば件数だけでも、負傷者数が120万人ぐらいでしょう。件数が年間で100万件ですね。そういうので数百万件になっているわけですけど、それを母数とした70万件は、いかにも少な過ぎると思うんです。ですから、急速に伸ばす方向でぜひ頑張っていただきたい。私は1桁少ないんじゃないかとの間、自賠責の委員会で申しました。

それから2つ目は、あらかじめ御説明を受けたときに新聞、雑誌等の資料もいただいたんです。今日も申しましたけど、ざっと拝見いたしますと、たくさんテレビなどに出ているのは大変ありがたいんですけども、なぜか新聞はほとんど業界新聞に偏り過ぎていて、一般紙がほとんどないんですが、これは何か構造的な理由があるのか、あるいは対象がすべてプロドライバーだからということで説明されるのか。そういうのもやはり認知度がなかなか上がらない大きな原因じゃないかという気がするので、積極的に全国紙を持っていらっしゃる一般紙にもどんどんアクセスして頂きたい。先ほど理事長が全国を回るときにいろいろと情報活動をなさっているとおっしゃいましたけれども、同じ気持ちで、NAS

V Aの活動実態を全国紙、一般紙に掲載してもらえるように努力をさらに続けていただきたいと思います。

○事故対機構 ●●先生、気がついていただいたとおり、私どもも広報を一生懸命やっておりますが、特に国民が関心の深い全国紙、あるいは地方紙でも一般紙の取り上げられ方が比較的少ないというのは事実でございます。私どもの広報の仕方にも問題があると思います。もちろん、そういった一般紙に対しては広報していないのではなく、すべて投げ込みで広報しておりますし、今後もそれは続けていきますが、なかなか一般紙の方は、大きなJ Rの事故であるとかJ A Lの不測の事態には、大きく書いてくださるんだけど、普段からこういうことをやっています、ああいうことをやっていますとプレスに出しても、暇ネタでたまに書いてくれるかどうかという程度です。しかし、暇ネタも含めて一般紙にもっと取り上げられるように努力しなければいけないと思っておりますので、御指摘いただいたことを今年また力を入れてやっていきたいと思っております。

○委員 では、御質問はたくさんあるかと思いますが、予定の時間を少し超えておりますので、質疑応答はこのあたりにしたいと思っております。

では、機構からの御報告とそれに対する質疑はこれで終了しましたので、以後は評価の方に移ります。機構の皆様方にはここで御退席いただくこととなります。

本日はどうもありがとうございました。

それでは、時間が大分たちましたので、45分まで10分休憩をしたいと思います。45分に再開いたします。

[暫時休憩]

○委員 それでは、メンバーがお戻りですので分科会を再開したいと思います。

これから評定を行っていくわけですが、昨年までと同様でございまして、全く何も無いところから出発するのは難しいということで、先ほど御説明のあった業務実績報告書をもとに各項目ごとに評定、評定理由を記載した、いわば分科会長試案という形で原案を提出させていただいて、各委員におかれましては、これを見ながら自由に御意見を述べていただきたいと思っております。

評価調書の書き方につきましては、この分科会長試案をベースとして、評定や評定理由に加筆修正などを行って当分科会の評価調書を作成していき、さらに御意見があれば御意見を伺い、意見欄に付記していくこととしたいと思います。

なお、評定につきましては、この場で数値として認定することとしますが、評定理由と

意見につきましては、メンバーの皆様方からいただきました御意見などを踏まえまして、書き方について、最後私の方に御一任いただく。それでもって全体を評価調書としてまとめたいということで、昨年までと同様でございます。

そういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは、そういうことで進めさせていただきます。

それでは、まず 17 年度評価調書試案について事務局で読み上げていただくこととなります。なお、項目数が多いので幾つかにまとめて読み上げていただいて、読み上げられた項目について一括して審議するという形をとりたいと思いますが、●●委員、途中で御退席ということで、もし何か一言ございましたらお願いします。

○委員 この後所用がありまして退席するんですけれども、先ほどこれを見させていただきました。2点、3点、4点の評価につきまして一通り確認しましたが、私一人の意見ですけれども、その中で特段これは変じゃないかと思うものはありませんでしたので、この案で同意いたします。もし何かもめるようなことがあって、何かというようなことがあっても、この案でよろしく願いいたします。

○委員 よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

それでは、まず事務局の方から読み上げをお願いいたします。

○事務局 それでは、業務運営評価ということで横紙の評価でございますが、この1ページから6ページぐらいまでのことを説明させていただきます。

まず、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置ということで、組織運営の効率化でございます。地方組織のマネージャー制等の話でございます。評定結果は3でございまして、平成 16 年度のマネージャー制導入を本部でやったわけでございますが、17 年 10 月に地方組織でやっております。検討委員会におきまして、このマネージャー制導入についてのアンケートを実施したところ、効果があるということでございます。こういうことで、3にしております。

次に(2)の人材の活用でございます。カウンセラー等の資格を取得した職員を全国的に88人以上適正に配置するというところでございますが、これは94人配置しております。それから、職員の能力・実績の評価・手法を検証するための試行的な評価を行っておりますので、これは4を考えております。

それから、2ページ目でございますが、業務の運営の効率化でございます。ちなみに「P6参照」と書いてございますのは、こちらの資料3の業務実績報告書のページでございま

す。

指導講習業務について、職員の講義について、14年度の20%以上を実施するというところでございます。これについては達成しております。それから、外部研修を15人以上について実施、これも達成しているということでございますので、着実ということで、3でございます。

それから、インターネット予約システムを逐次進めてきたわけでございますが、17年度は全主管支所でございます、これについても達成してきているということで、3でございます。

それから、ウということで、引き続き、受講者が少ない開催場所を対象にということで、共同講習、3カ所以上の集約化ということでございますが、これも同様の数の集約化等が行われているということでございます。

それから、講習内容の充実、利便性の向上により、自己収入を前年度より向上させるということでございますが、これにつきましては基礎講習、特別講習の受講者数の減少により、前年度よりむしろ1.8%減少したということでございますので、2でございます。

それから、自己収入比率を全体で36%以上ということでございます。自己収入が減少しましたが、経費がさらに4.1%削減しているということで、自己収入比率は1.0ポイント向上しまして、37.5になっております。ということで、これは3にしております。

3ページ目でございます。適性診断業務でございます。応用研修を修了した25人に対して、専門委員による実地研修を実施するというところでございますが、これについては引き続き、専門委員による実地研修を実施したということでございますので、これは3にしてございます。

それから、インターネットの予約システムでございますが、これも先ほどと同じように全主管支所に完了しているということで、3でございます。

それから、ウでございますが、診断内容の高度化、受診者・事業者の利便性向上、自己収入を前年度より向上させるということでございます。こちらの適性診断につきましては、受診者数が増加しまして、自己収入も7.0%増加したということで、すぐれた実施状況ということで4にしております。

それから、自己収入比率37%以上ということでございますが、39.5%までできているということで、これは4になっているということでございます。

次に4ページ目でございます。重度後遺障害者に対する援護業務ということでございま

すが、療護センターの関係で、医療水準・コスト水準に関してタスクフォースによる外部評価の結果のホームページの公表ということでございますが、これについてはそういうことを行ってきているということで、3でございます。

それから、経費削減でございますが、既存病床の運営経費について、認可法人時の最終年度の3%程度に相当する額を節減するというところでございますが、3.1%を節減してきているということでございまして、これも3でございます。

それから、介護料の支給でございますが、請求事務プロセスの見直し結果を反映するというところで、事務処理の効率化ということでございます。これについては、ホームページの請求事務プロセスの見直しのうち、ホームページへのアップは行いましたが、各主管支所からの本部への支給額積算データの提出方法でございますが、これはネットワークのセキュリティ強化に係る費用との兼ね合いがございまして、現行の郵送による提出方法を変更するには至らなかったということで、これは2をつけております。

それから、5ページでございます。交通遺児等への支援計画ということでございまして、債務管理規程によりまして、効果的な債権回収率90%以上を達成するということ、それから、債権回収マニュアルを活用して、効果的な債権回収を行うということで、債権回収経費を14年度比で20%程度に相当する額を削減ということでございますが、これについては債権回収率が90.8%、削減率が20.5%という数字が出てきておりまして、3でございます。

それから、債権管理委員会における貸付債権の評価を実施するということ、それから、適正な引当金を計上して、ホームページ等で公表するというところで、いずれも達成しているという状況で3でございます。

それから、情報提供業務は、自動車アセスメントでございますけれども、適切なコストの実施ということで、試験データの処理方法の見直しということで、試験実施費を14年度比でフルラップで12.7%、オフセットで9.5%、側面衝突で5.6%、チャイルドシートで12.6%、ブレーキ試験で3.4%、こういう数字を具体的に書いてきているわけでございますが、それぞれこちらに書いているような数字が出てきておりまして、4ということでございます。

それから最後、業務全般につきまして、業務プロセスの見直し、効率化ということで、特に一般管理費について、効率化推進計画に基づいて効率化の取り組みを一層推進するというところで、前年度予算の16年度予算3%に相当する額を削減するというところでございますが、これにつきましてはそれぞれ推進しまして、一般管理費については5.9%に相当

する額を削減したということで、4をつけているわけでございます。

以上でございます。

○委員 1ページから6ページまで効率化に係る部分の評価ですが、いかがでしょうか。

○委員 原案に賛成します。

○委員 4がついているもの、2がついているものが若干ございますが、特段何か御意見ございませんでしょうか。

○委員 4ページ目の介護料支給にかかわることです。この業務実績報告書の95ページを見ますと、脊髄損傷の患者の介護料件数ですが、意識障害のケースに対して年毎急速に増加しておるんですね。これはその解析と対策を検討していく必要があろうかと思えます。評定結果に私は異存ございません。

○委員 そういう急に変化しているようなところは、どういう状況なのか、後で問い合わせてもらえますか。

○事務局 私ども事故対の方から聞いておりますのは、制度改正を13年に行ったわけですが、それ以前はかなり厳しく認定を見ておりまして、特に脊損の特I種というのが人工介添呼吸が必要ということがございますけれども、その分が若干13年以降緩和しまして、制度的にもそういう方も介護料の対象にしましょうということにしてきておりまして、そういうことがさらに周知されまして、今こういうことになりました。

○委員 今後の予測としては下がるのでしょうか。いや、それであれば結構です。

○事務局 療護センターが、そういう意味では脳損者に対する治療を先行しておりますけれども、脊髄損傷者に対しましてはこういう介護料でもって支援しております。

○委員 ほかにございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この部分は原案どおりの評価ということで決めさせていただきたいと思えます。

それでは、7ページからの2のところ。

○事務局 7ページから11ページあたりでございますが、国民に提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置ということで、まず指導講習業務からでございます。

講習回数をふやすということ、それから業態別の一般講習を全支所で実施するということが、それから事業規模別の講習を実施するということがございましたけれども、これにつ

きましては4回ふえた。それから、業態別の講習を全支所で620回実施しました。それから、東京と大阪で事業規模別講習を各々1回実施しております。それから、事業規模別講習の一環として、出張講習を4回実施しているということをごさいます、3をつけているということをごさいます。

次に、特別講習における少人数受講者参加型のグループ討議を盛り込んだ講習、最新の事事故例の研究分析に基づく事故再発防止のための運行管理改善手法を盛り込んだ講習を、引き続き、全支所に実施する。それから、「危険予知トレーニングシート」を用いた講習を実施する。それから、視聴覚機器を用いた講習を実施するというごさいます、いずれも全支所で実施、それから、トレーニングシートを用いた講習もやっておりますし、テキストもわかりやすく改訂しているということもございまして、3をつけております。

8ページでございまして、事故防止コンサルティングを試行的に実施するに当たりまして、この研修を実施する。あるいは企業のニーズを収集するというごさいます。それから、6以上の事業者に対して試行的に実施するというごさいます、いずれも25人の支所職員に対する研修、あるいは企業のニーズを収集しまして、さらにコンサルティングの実効性の検証もやっておりますので、3をつけております。

それから、16年度につくりました「適性診断結果に基づく助言・指導の方法」を取り入れた教材を用いて、運転者教育についての講習を実施するというごさいます、適性診断結果に基づくテキスト、ビデオ教材を用いまして、講習を実施してきたということをごさいます。ということで、これは3をつけております。

それから、9ページでございまして、引き続き、受講者・事業者に対する調査を実施して、改善をしていくということをごさいます。それから、要望の多い項目を優先にいたしまして、講習回数をふやしたりドライブレコーダーの映像を用いた講義を実施したりするというごさいます、これも3をつけております。

以上の措置を講ずることによりまして、5段階評価を4.0以上にするというごさいます、平均4.39ポイントで、特に事故・違反を惹起した者に対する特別講習は4.64ということで高い評価を得ている。それから、事業者の評価は少し下がりましたが、受講者の評価は高いということで、これは4をつけさせていただいております。

それから、10ページでございまして、適性診断業務でございまして、自動視野測定機を10台以上導入して、あるいはアイカメラ・シミュレーターにつきましては、効果の検証を行うということをごさいます、自動視野測定機につきましては10台を導入し、アイカ

メラ・シミュレーターにつきましては、診断判定基準を作成いたしまして、さらに検討委員会を開催いたしまして、機器の活用効果等の検証を行っているということでございます。これは3でございます。

それから、次に危険感受性テスト・重複作業反応テストの結果に基づく助言内容を業態別に改良するとともに、最新の事故事例研究・分析の診断法につきまして、カウンセリング担当職員に対する研修を実施し、適性診断の質を向上させるということ。それから、実施マニュアルに基づく研修を行うということで、全支所において、適性診断活用講座を実施するというところでございますけれども、これについてもそれぞれ達成しているところでございまして、3をつけているところでございます。

それから、資格取得研修の関係でございますが、80%以上の職員に資格を取得させるということですが、これについては86%の職員に資格を取得させているということで、これは4をつけているところでございます。

それから、11ページでございますけれども、個人情報の保護を図りつつ、事業者及び関係者に情報提供を行っていくということでございますが、これは15年度に構築したシステムを活用いたしまして、1,640件の事故防止に関する情報提供を行っているということでございまして、これは3をつけております。

それから、引き続き、受診者・事業者に対する調査を実施して、改善を行うということでございまして、これにつきましてはやっているということでございますので、特に要望の多い項目を優先に、業態別に改良した診断結果コメントを診断結果票に反映させることをやっているということで、3をつけております。

以上の措置でもって評価を4.0以上ということでございますが、評価は0.01ポイントわずかに下がりましたが、4.2を確保しているということ、それから、事故・違反を惹起した者に対するものは4.54ということで高い評価を得ている。平均して4.18ということになりましたので、4をつけているということでございます。

以上でございます。

○委員 今の7ページから11ページの質の向上に関する評価項目ですが、このあたりいかがでしょうか。

ここでは、2がついたものはなくて、4がついたのが幾つかございます。

特段御意見ございませんでしょうか。

○委員 最後に言った方がいいのかもしれませんが、ちょっと気がついた、先ほど●●さ

んもおっしゃったんですが、評価項目、中期計画項目ですか、そのものに何回か経験を重ねてみたら、ちょうど今の国民に対するサービスですか、例の被害者の援護とか、そういう項目もあっていいかなと思って読んでいます。今ないからここでは言えないんですが、そういう事で意見を出すことはできるんですか。

○事務局 今回は 17 年度計画の評価でございますから。中期計画、まさに今やっています 18 年度もでございますから、そのときに中期目標から読み取れるものであれば、そういった項目を入れることは可能だと思います。

○委員 それでは、ここで。

○事務局 今のこの場では 17 年度計画の評価でございますから、計画自体は。

○委員 今は 17 年度の評価をやっているわけですね。18 年に向けて項目の見直しといたしますか、減らすとか、ふやすとか、そういうこともこの委員会ではできるんですか。

○事務局 もともと、今の中期目標をどう達成するかということで、各年度ごとに独法がつくってそれを届け出すわけですけれども、中期目標に対する中期計画があり、それに対して評価するということになっていますので、中期計画は今の中期目標ができた段階で、先生方に御審議いただいている項目で、それを評価していることになりますので、中期計画を変えない限りは、基本的にはその計画にないことを評価するというのはちょっと難しいですね。

○委員 それはわかりました。では、新しい計画をつくるときに、この評価委員の意見を反映することは手続的に可能なんですか？

○事務局 今年度が最終年度になりますので、この後ちょっと今の見直しの状況をお話しすることになろうと思いますけれども、次の目標なり計画のところで反映するというのは当然可能でございます。

○委員 ありがとうございます。それですっきりしました。

○委員 それでは、評価は、一応この部分は原案どおりということで決めさせていただきます。

では、次の 12 ページからの分をお願いします。

○事務局 12 ページから 15 ページまでございますが、(3) の重度後遺障害者に対する援護ということで、療護センターの関係でございますけれども、これにつきましては療護センター、遷延性意識障害者に対する治療・看護を実施することと、脱却者数が 24 名以上ということでございますが、これにつきましては、病棟ワンフロアシステム、プラ

イマリー・ナーシング、高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施しておりまして、22名が脱却しております。17年度までの脱却数というのは48人ということでございまして、すぐれた状況にあるということで、4ということでございます。

それから、千葉療護センターに30床を新たに開業する。それから、治療機会を公平に提供すること。それから、東北、岡山療護センターのMRIを更新する。それから、入退院プロセスに関する検討を行いまして、入退院プロセスモデルケースを策定するということでございます。千葉療護センターにつきましては、17年4月に開業してございます。

それから、入退院プロセスのモデルケースの構築につきましては、具体的な内容を整理しているんですが、16年度に検討した際に抽出された課題等を踏まえた内容になっていないということでございまして、これについては2をつけているところでございます。

引き続き、東北・岡山・中部療護センターにおきまして、短期入院事業を行う、千葉療護センターについても短期入院事業の実施に向けた環境整備を行うということでございます。東北、岡山、中部につきましては183人日の受け入れを行ったということ、それから、千葉療護センターにつきましては、それに向けた環境整備を行っているということで、3をつけているところでございます。

13ページでございますが、メディカルソーシャルワーカーによる、転院先情報の提供など患者家族に対する支援、療護センターにおいて行う介護に関する知識・技術の情報の提供ということでございますが、3,735件の情報提供を行っております。それから、「介護だより」による介護に関する知識・技術の提供を行っているということで、患者家族、在宅介護者に対し支援を行っているということで、3をつけております。

それから⑤でございますが、療護センターにおいて実施されている遷延性意識障害者に対する高度な治療・看護の技術を一般病院に普及するということで、10件以上の学会発表を行うということ。それから、短期入院事業に協力する病院への働きかけの実務研修ということでございますが、日本脳神経外科学会等におきまして29件の研究成果を発表しておりまして、さらに千葉、東北、岡山におきましては、短期入院協力病院に対する実務研修を3回実施しているということで、3をつけているところでございます。

それから⑥ですが、地域医療機関との連携によりまして、9,000件以上の高度先進医療機器の検査を受託するというところでございまして、1万2,398件の検査を受託しているということ。前年度より0.4%減少したものの、中期目標の達成に向けてすぐれた実施状況にあるということでございまして、これは4をつけているところでございます。

それから、14 ページでございますが、介護料支給等の支援業務でございます。引き続き、介護料の支給、それから短期入院助成ということでございますが、この実績としては4,118人に対して介護料を支給し、延べ380人に対して短期入院費用の助成を行っているということで、これは3をつけています。

それから、介護相談窓口において、介護福祉士等による相談支援、それから、「介護だより」を通じてニーズの高い情報の提供ということでございまして、それによって評価を4.0以上にしたいということでございます。これにつきましては、介護福祉士による相談支援、それから「介護だより」を提供しているところでございます。しかしながら、評価につきましては依然として4.0は達成しておりませんで、前年度よりも0.04ポイント向上しておりますが、3.64という状況でございますので、これは2をつけているということでございます。

それから、15 ページでございますけれども、(4)の交通遺児等に対する支援業務でございます。交通遺児等に対する無利子貸付、それから「友の会」の運営、「友の会だより」発行、あるいは精神的支援として「友の会の集い」や「書道コンテスト」も実施するというところでございます。そうしまして評価度4.0以上にするというところでございますが、遺児が今1,119人おられまして、若干減少しているわけでございますが、こういう方たちに対して無利子貸付を行っております。「友の会」の運営、「友の会だより」、「書道コンテスト」を実施しているということでございます。評価度につきましては、前年に比べて0.13ポイント低下し、4.08ポイントということで、4.0は超えておりますので、3をつけているということでございます。

以上でございます。

○委員 この部分についてはいかがでしょうか。

○委員 13 ページの⑥、地元の大学等研究機関や療護センターの連携云々とありますね。ここは3となっているんですけれども、これは実は前回も私は指摘しています。

○委員 ⑤ですね。学会の報告ですね。

○委員 ⑤です。学会報告。結構活発にやっていたらっしゃると思うんです。それでこれは3となっていますが、僕は4でもいいんじゃないかと。

○委員 積極的な報告等の実績に照らして評価を上げていいということですね。

○委員 療護センターが、なぜ国交省が病院まで経営するんですかと、やや冷たい目で見られている環境の中で、グットクオリティーであるということによってあげた方がいいか

と思ひまして、ちょっと応援したいと思ひます。

○委員 4にしてもというご意見かと思ひますが、よろしいでしょうか。

●●先生。

○委員 12ページの、この脱却ということですね。これは療護センターの最大の使命と思ひますが、数字の上でいくとこれはすばらしいと思へる数字なんです、今後脱却の定義あるいは基準を検討し、それで脱却の評価をしていく必要があろうかと思ひます。これまでこの脱却という用語は、大変イメージ的にはいいんですけども、その脱却の内容についても評価すべきであり、目標は受傷前のような状態まで回復することです。かかる基準のもとに、脱却何名というふうな形であればより分かり易い評価ができると思ひます。

○委員 これは一応定義はあるわけですね。

○事務局 まず定義がございまして、介護料の特I種につきましては、脳損の6条件というのがございまして、自力で動けないとか、自力摂取ができないとか、そういった6つの条件が3カ月続いていないと介護料を支給できない仕組みになっているわけです。そういう中でこの療護センターに入っていただくこうとするときに、事故からどのぐらい時間がたっているかとか、どういう年齢の方かと、治療の効果がよりある方はそういう事故後まもなく、かつ若い方が効果が大きいと言われておりますので、入っていただくときにはそういう6条件には該当しているんですが、そういう若い方を入れまして、そこでこういう治療をしますと、その6条件のどれかが、例えば若干の意思疎通ができるようになったということで、6条件の1つ又はそれ以上が該当しなくなる場合がございまして。これが「脱却」です。そういう意味ではそういう状態の方は療護センターに入ることはできない状態になるわけです。

先生おっしゃるように、そこで体が大変丈夫になって一般の生活ができる。それはなかなか難しいですけども、そういう条件を一つクリアされると脱却と。それからもう一つは、それ以外にもそれぞれいろいろ項目を細かく決めまして、治療の度合いがどうかということも検証しておりまして、かなり急激によくなる方もいらっしゃる、なかなか時間がかかって徐々に良くなる方もおられますが、というようなことを細かくやってきているということでございます。

○委員 各センターは、これまでの治療成績のケースをたくさん持っていると思ひます。脱却についてその基準作りとそこから生じる課題についてより積極的に取り組んでいくべ

きと思います。

○事務局 確かによく議論がされておりまして、脱却と言うと非常によくなったように見えるんですが、必ずしもそうではない。

○委員 療護センター間で常に情報交換していくべきである。

○事務局 まさしくどういう治療をやって、どのぐらい成果があったかということをも具体的に症例にして、学会に報告をする。

○委員 脱却とあわせて、高次脳機能障害の問題がありますね。今後療護センターの診療部門として盛り込ませるべきだろうと思うんです。やはり社会復帰のレベルまで目指す必要があると思います。

○委員 これは少し今後の課題という意味合いで、そういう意見が出たということにしましょう。

先ほどの 13 ページの⑤は、4 にはいかがかということで、私も頑張っているということで、4 でいいかなという気もするんですが、先生方はいかがでしょうか。

○委員 私記憶しているんですけども、以前はこの医師の方たちが、御自身の得意とする専門学会だけに限定されていたんですね。この評価委員会でもうちょっとアウトリーチといいますか、周辺の専門の仲間たちにも情報をディセミネート（広げる）できませんかということをお申しましたら、実際に実行されたので。

○委員 かなり意識障害等にターゲットを持った内容が急増していますので、4 ということで。

○委員 よろしいでしょうか。

それでは、13 ページの⑤は4に変更ということにします。

ほかの点はいかがでございましょうか。

もしよろしければ、⑤の変更だけで、あとは原案どおりで決めたということにさせていただきます。

それでは、次の 16 ページからでしょうか。

○事務局 今のお話ですが、ちなみに●●先生御指摘の他の学会での発表、あるいは音楽療法シンポジウムの話とか、そういうことが冊子の 93 ページの白い部分にも出ておりますので、御参照ください。

それでは、残りの部分でございますけれども、16 ページから 20 ページまででございます。

(5) の広報活動の業務でございますけれども、パンフレット、ポスターを全市町村への配布、それから受給資格者、貸付対象者の周知徹底、それから療護センターの業務に関するパンフレットを脳神経外科を主体とした病院等に配布するというところでございますけれども、これにつきましては、こちらに出ていますようにパンフレットを 2,520 カ所、ポスターを 4,328 カ所に配布しているということ。それから、脳神経外科を主体とした 2,449 カ所の病院等にパンフレットを配布しているということでございまして、3 をつけてございます。

それから、損保会社等に協力依頼をしまして、受給資格者に対する周知徹底を図るということでございますが、これにつきましても、そういうことを指摘したということで3をつけてございます。

それから、(6) の自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務でございますが、まず交通安全フェア等の各種催しにおける展示物や配布等の改善によりまして、国と損保協会との協力で周知宣伝活動を行うということでございますが、これにつきましては、本部におきまして、東京モーターショーや交通安全フェア等のイベントに出展をしたということ。それから、参加体験型としての運転適性診断を実施するということが行われておりまして、これは3をつけてございます。

それから、都道府県単位で実施されている交通安全等に関する催しに対しまして、支所単位で参加するというところでございますが、各支所においてイベントを 80 回参加しているということで、これは3をつけてございます。

17 ページでございますが、情報提供業務ということで、効果的かつ公正なアセスメント事業を実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるということで、スターマークでございますけれども、総合評価の数値につきまして、14 年度より 3% 以上の改善を行うということでございますが、このスターマークにつきましては、☆の数が 5.08 から 5.37 ということで、5.7% の改善を図ってきておりまして、これはすぐれたものということで4をつけてございます。

それから、パンフレットの配布につきまして、市町村役場等への協力要請ということで、配布箇所数を前年度以上にするというところ、それからホームページの改善ということで、情報提供の改善ということ。それから、諸外国の安全情報につきまして、日本語でわかりやすく紹介するというところ、ユーザーに対する評価を 4.0 以上にするというところでございます。パンフレットの配布については箇所数をふやしたということ、それから、メディ

アワーキングを設置いたしまして、パンフレットの改善や後席シートベルトの着用効果についての公開試験の広報を充実したということ。それから、諸外国の安全情報についてホームページを改善したということで、評価度については4.11になったということで、これは4をつけているところでございます。

それから、アセスメントの歩行者保護性能の関係でございます。それから、チャイルドシートについても、アメリカ、ヨーロッパ、豪州等の文献調査を行うということでございまして、こういったアセスメントを引き続き実施したということ。それから、チャイルドシートの側面衝突安全性能評価につきましては、海外の文献調査等に当たったということで、これは3をつけたところでございます。

それから、18ページでございしますが、引き続き、試験対象車種の実事故データを調査・収集すること、それから評価試験結果との相関関係を解析するという、それから傷害部位ごとの試験結果との相関分析手法の検証を行うということでございしますが、この相関関係の解析につきましては、側面衝突について、依然として相関が認められないということでございまして、ポール側面衝突試験の導入後、改めて解析を行うということでございます。

それから、傷害部位ごとの相関関係につきましては、データが少なく結論を出すには至らなかったということで、今後さらに実事故データを蓄積しまして相関分析の精度を高める必要があるということでございまして、これは3をつけてございます。

それから、海外で新たに導入された試験方法や調査研究について、討論、情報交換、国際会議へ参加し、その比較をするということで我が国の改善をしていくということでございますが、いずれもそういったことは実施しておりまして、アセスメントの被害低減効果や試験方法の国際調和の必要性、歩行者頭部保護性能のアセスメントの発表を行ったということで、これは3をつけてございます。

⑥でございしますが、タスクフォースにより外部評価を行い、ホームページの公表も実施しているということで、3をつけてございます。

19ページでございしますが、予算につきまして、これは中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画、資金計画を策定しているということでございまして、適正な予算の執行を行っているということで、3をつけてございます。

それから、短期借入金の限度額、5の重要な財産を譲渡し、または担保にする計画、6の剰余金の使途については、該当がないということでございしますので、評価の対象外にさ

せていただいるということでございます。

以上です。

○委員 ただいまの読み上げていただいた部分については、いかがでしょうか。

○事務局 済みません、20 ページでございますが、ちょっと言うのを忘れました。7. のその他主務省令で定める業務運営の事項でございますが、東北療護センター、岡山療護センターのMRI の更新を行っておりますということで3、それから、人事につきまして、計画的な人員抑制、人員育成、それから職員数の抑制ということでございますが、1名の職員の削減ございまして、これは3をつけているということで、現在336人ということでございます。

以上でございます。

○委員 20 ページも含めまして、いかがでしょうか。

特段、原案に御意見ございませんようでしたら、原案どおりということに決めさせていただきますと思います。

そうなりますと、以上の結果、業務運営の評価につきましては各項目の合計点数が165点になりまして、項目数が52で、先ほど最初に紹介のあった評価基準で決まっている公式によりますと、結果が105.8%、まあ106%ということになりますので、このランクとしては、100%以上120%未満というランクの「順調」というランクになるということになります。これらの基準で公式でそういうことが出てまいりますので、この結果にさせていただきますと思います。

続きまして、総合評価でございますが、自主改善努力についてはいかがでしょうか。先ほどの資料3の業務実績報告書の目次のページを最初にお開きいただくと、IIの148ページ以下のところで、自主改善努力評価に関する事項というところで報告が挙がっておりますが、特に6-1から6-5まで、さまざまな広報改善の努力がなされていることが報告されております。

それを踏まえまして、資料4の一番最後のページに「総合評価」というのが下の方でございますが、その一番下に「その他」という項目があって、そこに、「後席シートベルトの着用効果を見るための衝突試験を実施し、ホームページやリーフレットにより情報を提供しており、また、テレビや新聞・雑誌等多くのメディアに取り上げられたことも相まって、後席シートベルトの着用推進に貢献している。療護センターの広報用DVDを制作し、病院等へ配布したりホームページに動画を掲載して、療護センターの医療内容について幅広

く広報しているほか、東京主管支所が錦糸町において自動車の事故防止街頭キャンペーンを開催し、また、大阪主管支所や仙台主管支所が新たにモーターショーに出展するなど、国民に対する機構の業務の認知向上に努めている。」ということで、広報について大いに努力をしているという評価をこういう文章ではどうかということが原案でございますが、いかがでございましょうか。

大体こういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは、この件はそのようにさせていただきまして、最後に、この法人業務の実績全般、そして業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する御意見、これは今見たところの一番最後のページの総合評価の2つ空欄になっている部分でございますが、きょうの最初の機構に対する質疑応答のところから、またこの評価に関する既にいろいろな御意見をいただいておりますが、なお全般について何か御意見の追加はございませんか。

○委員 私の質問に理事長が率直に答えてくださったのが、実は頂いた印刷物の中に入っていないものがあるなと思ったんですが、多分これは私の推測なので間違っているかもしれませんが、独立行政法人になる前の自動車事故対策機構は、旧運輸省の直轄でしたが、俗に言われるところのお役所の特性がもう蔓延していて、おっしゃったキーワードが、職員の意識改革が緒についたばかりという印象が今日、大変強く残ったんですよ。もうかなり進んでいるんじゃないですかと言いたかったのですが、独立行政法人化して既に3年近くたっているのに、あれ、まだ緒についたばかりなのか、というのが率直な印象です。イナーシャが大きいのかなと思って伺っておりましたし、彼も謙虚に素直に御自身の印象をお述べになられたと思うので、そこは評価したいわけです。

そうしますと総合評価のところ、確かにあらかじめ中期目標ということで設定された目標に対して、非常に優等生的に資料も準備されたんですけども、準備されていなかった中で法人の業務の実績という、まさにこのキーワードに対しては、職員の意識変革といえますか、どういうふうを書くに通じやすいのかわかりませんが。ただ、そのことは逆に抽象的かもしれませんが、もうちょっと確認で聞くとよかったですけれども、多分あれは御自身がすごく痛感されているんだと私は受けとめました。それで、引き続き努力するとおっしゃっているから、それならそれでいいと思うんですけども、何か僕たちも応援したいなという気持ちになったんです。むしろ責めるとか、評価するとか、そういう偉そうな立場ではなくて、今一生懸命変わろうとされているので。ホームページのデータの出し方にそれが象徴的に出ていると思いました。

別の委員会（自賠責懇談会）では、理事があのかときにアクセス件数の多さを非常に誇らしげにおっしゃったんですけれども、私は実際より1桁少ないんじゃないですかと言って、ちょっと冷や水ぶっかけて申しわけなかったと思ったのですが、その辺のところに、どうも鍵があるのかなという気がします。ですから、問題の所在に気づかれますと、すごく成果を上げてくださるそういう組織がある、ガバナンスがあると思いましたが。けれども、依然まだ前のイナーシャが大きいのか、意識変革というのが一つの課題のように今日の説明を聞いて受けとめられたので、そこは何か応援するようなメッセージを書きいただければと思います。

私の意見は以上です。

○委員 ほかにかがででしょうか。

全般にはこの中期計画というミッションがあって、それを順調に達成されている中で、いろんな課題というのもまた見えてきているので、一層の改善に向けて自主的な努力も含めてなお頑張ってもらいたいというような趣旨で総合評価をとりまとめたと思いますが、そんなところでよろしゅうございましょうか。

それでは、文章については私の方に御一任をいただければと思います。

それでは、実績評価については以上で議事を終了させていただきます。

（4）見直し素案の検討について

○山下分科会長 最後の議題で、議題4の「見直し素案の検討について」につきまして、資料5により事務局の方から御説明をお願いいたします。

○瀧本保障課長 評価が済みましたので、ほかの職員も入ってきております。

それでは、見直し素案の検討ということでございます。

まず、資料5の最後のページをごらんになっていただきたいと思いますが、スケジュールのことでございます。自動車事故対策機構の中期目標期間というのが現在、平成15年10月から平成19年3月までということでございまして、今年度が中期目標期間の最終年度となっております。

独立行政法人は、独立行政法人通則法に基づきまして、中期目標期間の終了時におきまして、組織・業務全般を見直すこととされておりますが、次の中期目標期間の開始時から見直し結果を反映させる必要があることから、その具体的な手続につきましては、昨年12

月の行政改革の重要方針等の閣議決定がされておりました、自動車事故対策機構の見直しに係るスケジュールを整理すると、ごらんになっている表のようになっているということでございます。

当面の主務官庁の作業手続といたしまして、この8月末までに、自動車事故対策機構の中期目標終了後の見直し素案を作成することになりますので、それまでの状況について御報告させていただきまして、今後の検討の御了承をいただきたいと思っております。

資料5でございますが、1ページ目をごらんになっていただきますと、四角に囲んだところでございますが、今申しましたように、今年度が現在の中期目標期間の最終年度であるということ。それから、独立行政法人が通則法に基づいて組織・業務全般を見直すということ。それから、見直し結果を反映させるために、具体的に今年の8月までに有識者会議、行政減量・効率化有識者会議（内閣官房）でございます。の指摘事項、それから政府の骨太方針、政独委（政策評価・独立行政法人評価委員会）の見直し方針を踏まえた見直し素案を作成いたしまして、その後、これらの有識者会議、政独委の審議を受けるということでございます。

これまでどういう発言があったかということでございますが、政独委委員の主な発言でございますが、4月にヒアリングが行われました。6月に東京主管の支所を視察されました。そのときの指摘事項でございます。

まず、支所を50カ所に設置する必要があるのか。効率的に業務を行うために検証する必要があるのではないかとということ。

それから、安全確保は事業者の責務でありまして、国費ではなく受益者負担でできるのではないかとということ。

交通遺児等貸付は事業規模に比してコストが大き過ぎるのではないか。コスト削減に厳しく切り込む必要があるということ。

それから、交通遺児等貸付は、貸して20年かけて回収するという方法が果たしてよいものか、例えば助成に切り替えるということもあるのではないか。

こういう指摘がございました。

それから、別紙でございますが、平成18年5月23日の有識者会議は、事故対策機構に対してだけということではなくて、全般の独立行政法人全体に関するものでございまして、「18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向」ということでございます。この中に先ほど御指摘がありましたことと類似のことが載っているということでございます。

下線に書いてございますように、施設・組織等運営面での効率化の促進ということで、地方組織の再編等の組織の集約化を通じた運営効率化。

それから、自己収入の増加ということで、利用者負担の適正化ということでございまして、受益者負担の適正化の観点から、手数料等の水準について見直すということでございまして、利用者が営利性・事業性を有する場合には、少なくとも維持管理等の運営コストを賄えるよう利用料等を見直すべきであるということでございます。

それから、機会費用の低減ということで、無利子貸付や出資金の縮小の可否を検討するということでございます。

それから、第2部の金融業務の見直しの中に、基本的な見直しの視点ということで、政策目的達成の政策金融の問題でございまして、金融的手法をとっている場合に、自助努力を喚起する機能が発揮されていない場合には、補助金等の手法とコストを比較し、他の手法への転換を検討すべきである。

こういうことが言われているということでございます。

それから、検討の視点でございましてけれども、参考資料の方をちょっとごらんになっていただきたいと思っております。参考資料1は先ほどの点数評価のつけ方の関係でございまして、2は省略いたします。3につきましては運営規則でございまして、4でございまして、これも中の問題でございまして省略いたします。5は公開、これは先ほど冒頭に説明したことでございまして、6についても同じことでございまして。

7が、先ほど御説明しました行政改革の重要方針でございまして、昨年12月の閣議決定の際に、独立行政法人の見直しということで、政策金融改革のことがうたわれているということでございます。それから、組織・業務全般の見直しということでございまして、「官から民」への観点、それから業務の廃止・縮小・重点化ということが言われております。それから、18年度の見直しにつきましては、融資業務の見直しの話が出てきているということでございます。

それから、次のページの4は総人件費改革ということがございまして、各法人で5%以上の人件費を5年間で行うということ。それから、給与等の問題でございまして。

それから、改革の推進ということで、「行政減量・効率化有識者会議」を開催していくということが言われているところでございます。

それから最後に、この検討をしていく上で先ほど来から話が出ておりますけれども、つい先ごろ、6月30日になりましたけれども、「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に

係る懇談会」の報告を最終的にさせていただいております。事故対策機構に関するところを今回、報告そのものを抜粋したところでございます。今後の「自動車事故対策事業」の中で、事故状況を踏まえ、交通事故の問題、被害者の問題からしまして、自動車事故対策機構が行っている業務について非常に中核的な役割を果たしてきている。それから、今申しました、いろいろと効率化、活性化、重点化を図っていくということがこの中にもうたわれているということでございます。

それから、今後の「被害者救済対策」ということで、重度後遺障害者に対する療護センターの活用、2ページでございますが、療護センター機能を一般病院へ委託していくということ。それから、これは国土交通省の部分でございますが、短期入院協力病院を拡充していくということ。それから、介護料の支給対象品目を見直していくということ。

それから、先ほど来から議論になっております情報提供の問題ということで、国が行うべき関係機関との連携体制のほかに、3ページの(2)にございますように、事故対策機構においても、相談対応や情報提供の充実ということで、現在やっております50カ所における交通遺児等の問題、生活全般の相談だけではなくて、もう少しその辺の多岐にわたる情報に対する内容の拡充をしていく。

それから、各種情報の網羅的な資料化ということでございます。あるいは、先ほど来からも議論されております、事故対策機構自身の存在を広く認知されるようにするというところで、PRや広報活動への展開ということでございます。

それから、被害者団体の活動の支援ということで、事故対策機構におきましても、被害者家族向けの講習会の開催に対して、講演等を積極的に行うということも言われておりまして、被害者に対する広報ということも御指摘にあるところでございます。

こういったものを踏まえまして、この見直し素案を検討していきたいということでございます。

以上でございます。

○山下分科会長 ありがとうございます。

では、ただいまの事務局の御説明につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○瀧本保障課長 ちなみに説明が不足しておりましたが、見直し素案というのは今の段階でございますので、大体我々1枚程度にまとめさせていただいて、それをもとにまさしく見直し案というのをもう少し具体的に書いていくというのが年末までのスケジュールにな

っているということでございます。

○山下分科会長 資料5の一番最後のスケジュール表にあるような手順で、今後見直し案ができてくるプロセスで、またこの評価委員会の先生方にも御報告等が行くということでもよろしいわけですね。それが最終的には次の中期目標の作成にまたつながって、そこでまたいろいろ御意見をいただくということになるんだろうと思います。

どうぞ。

○堀野委員 まさに私が先ほど、きょうちょっとアジェンダを見ていながら、資料も事前に拝見していなかったのが気づいていなかったんですけど、今御説明いただきまして、私から見たら若干空白部分があったんですが、きょうそれを埋めてくださるような御説明をいただいたと思います。

したがって、きょうここでできることは、このスケジュール表を見ると、個々に決めることではないんですね。ということはここで決めることではないけれども、意見を出すことはできるわけですか。

○山下分科会長 それはお願いしていくことになるのだろうと思います。

○堀野委員 できるわけですね。さらに申しますと、福井委員もおっしゃったし私も同感だったんですが、事故対機構の役割の中に幾つかマルチプルな役割がある中で、意外と知られていなくて、知ると即重要な役割を果たしてくれるものに被害者援護があって、ホームページのアクセスを見ても非常に小さかったんです。ですから、理事長御自身もこれからやるという趣旨のことをおっしゃったので、あそこを次の大きな目標に掲げてもらうことは非常に意義深いことと思います。

これはその程度の言い方でよろしいのでしょうか。

○瀧本保障課長 その他の中にそういったことを盛り込むということになるとと思います。

○堀野委員 やはり充実すべきですね。つまり結構誤解があると思ったのは、何か事故対機構というところは、単純にプロドライバーだけが相手なのかという誤解があったんですね。私はそうじゃないということを伺ったのは前回でしたかね、一般の民間人にも適性診断を受けさせてほしいと言ったら、歓迎するのかもしれないのかとかそういう趣旨の質問をしたら、枠組みとしてはやるけれども、実態としてはできないという趣旨のことをおっしゃったわけですね。その理由は、実態はプロドライバーだけに焦点を絞っているからという説明をおっしゃったのを覚えているんですけども、その辺は変えてもらった方がいいかなと思いました。そうすることによって国民的な視点で交通事故を減らすことに貢献して

いただけるであろうと思います。それは先ほどの職員の方の意識改革とかなりリンクしているお話かとも思います。

それから、気になった事があるのですが、資料5の政独委委員の主な発言とありますね。その中で、安全確保は事業者の責務だから、国費ではなく受益者負担、これはどういうふうに僕らとして受けとめておけばいいんですか。あるいはもう既に保障課の方でも、この辺については御議論されていらっしゃるんでしょうか。あるいは事故対の方でも何か。これは基本的なフィロソフィーに関係した話ですね。本当にそうなのかとちょっと私は疑問に思ったので。

○島田委員 ここに書いてあるのは結構引っかけるところがありますね。

○堀野委員 引っかけますよね。これはちゃんと反論できるかどうかなんですけれども。

○山下分科会長 これは効率化の観点からの意見ですね。

○堀野委員 そうですね。本当に効率化だけで、ややこしいですね。

○山下分科会長 それに対してやるべきことはやはり、国の財政は大変な状況であっても、意義のあることはすべきことはすべきであるということでしょう。

○堀野委員 おっしゃるとおりですね。

○山下分科会長 そこを積極的に進めることは必要でしょう。

○堀野委員 効率化概念で民間だけに任せてしまえばどうなるかというのは、もうここで議論は必要ないと思うんですけれども。先生もそういうお気持ちですね。島田さんもそうですね。

○島田委員 だから次のコストのところも、交通遺児のところも、これを余りコスト計算するようなものじゃないような気がしますね。

○堀野委員 ないですね。

○島田委員 これはどういうところから出ているのか。

○堀野委員 やはり効率概念ですね。経済効率概念からいくところになりますね。経済原則でいくと。あえて言うと生きている体の原則、生体原則のところは単一ではなくて、むしろ調和する性質のものだと思うんです。単一軸ではなくて。一見単一だけど。これは黙っているとこのまま押し通される。

○瀧本保障課長 それはいろいろ機会がありまして、反論なり考え方を。

○堀野委員 ただ、立場上強い人たちが。

○山下分科会長 ほかにいかがでしょうか。

いずれにしても、見直し案については今後事務局でまた準備され、それから対外的な折衝をされて出来上がってくるかと思えます。

○堀野委員 補足させていただくと、「事故対策」という言葉がこういう考えを呼び起こすんですよ。「対策」と言うから。事故が起こった。まずいことが起こった。じゃあどうしましょうかとそういうパラダイムでいくと、こういうふうにお金の使い方をどうしますかとかね。そもそも安全というものは、ある努力をしないと。ジーンと待っていて実現するものではないんです。対策というと、何かネガティブなことが起こったからこれはまずいなと、これは何とかマイナスをゼロにできないかという概念ですね。これは安全、快適、楽しいとかプラスパラダイムの領域の話であって。だから、「事故対策」という組織の名前も場合によったら変えた方がいいかもしれませんね。これは大分時間を要する話かもしれませんが、私は前から非常に後ろ向きというか、前向きではなくて、困った不都合なことが起こったので、それを何とかもとへ戻したいという発想でそういう言葉になっているのだと思います。でも本来、自動車という便利な文明は、本来的に安全運行を具備すべき性質の、そもそもはそうなんですね。だから、つくり方が悪いんです。また使い方が悪いから事故が起こっているわけであって。ちょっとこの話は時間がかかるからやめておきますが。

○山下分科会長 ほかに。

○瀧本保障課長 自動車事故の発生の防止に資するということ、それから被害者保護を増進する。自賠法以上にこの事故対機構法というのは、被害者保護を図るではなくて、被害者保護を増進するということまで言うておきまして、そういう意味ではまさに事故発生防止ですね、先生おっしゃるように単なる対症療法的な対応とか対策ではなくて、そういう面もきちっとやっていくということだと思えます。

○島田委員 どうしてもコストはかかるんですよ。もう市場原理では無理なんですよ。もうけようとするところに、お前対策しろと言ったってそれは無理なことがあるんですから。そこは私も全く同意見で、やはりコストはかかるものはかかるということは。なかなかお役所は言いにくいところがあるから、堀野先生等がおっしゃっているということを強く出していただかないと。

○山下分科会長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、この見直し素案の検討については、今後とも必要に応じて事務局から御報告いただくということで、とりあえず了承しておきたいと思えます。

それでは、以上をもちまして一応本日予定された議事が終了いたしました。長時間の審議に御協力いただきましてまことにありがとうございました。

では、あとの点について事務局の方から御報告をお願いします。

○瀧本保障課長 大変長時間の御審議、本当にありがとうございます。本日の分科会の内容等につきましては、先ほど申し上げたとおり、議事の公開についての方針に基づきまして、議事要旨及び議事録を作成の上、公表することとさせていただきたいと存じます。議事録の公開に当たり、事前にその内容を御確認いただくため、議事録の案を委員各位に御送付させていただきますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、御発言内容の御確認をお願いいたします。本日は貴重な御意見をありがとうございました。

以上をもちまして、第5回独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉 会